

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	100	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

私立専門学校に係る授業料等減免費負担金の交付決定等の早期化

提案団体

愛知県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

私立専門学校に係る授業料等減免費負担金の交付決定及び資金交付を早期化すること。

具体的な支障事例

本県においては、8月下旬頃に文部科学省の交付決定を受け、9月末に対象校に対して授業料等減免の費用を支弁しているが、その間、学校は資金を立て替える必要があるため、キャッシュフローの悪化等による教育環境への投資抑制が起こっており、さらには学校経営への影響が懸念されている。

授業料等減免事務処理要領にて、「私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュール等支弁に係ることは各都道府県の定めること」とされているが、授業料等の減免は給付型奨学金の支給と併せて行うことが原則であり、日本学生支援機構(JASSO)による支援区分の決定をもとに大学等が減免認定をし、減免経費の申請を行うため、都道府県でスケジュールを早期化することは困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

本制度における授業料等減免の仕組みにおいては、減免相当額の学費が支給されるまでに約半年を要しており、その間、各専修学校が授業料を立て替える(学生からの納入を猶予する)形で対応しているのが実情である。

この立て替え負担は、令和7年度から導入された「多子世帯の授業料無償化」により、さらに増大している。当法人においては、法人側の立て替え総額が学校全体の学費収入の1割弱に達しており、学校経営に影響を及ぼしかねない状況となっている。具体的には、授業料収入の入金時期が大幅に遅れることによるキャッシュフローの悪化、安定的な資金繰りの確保が困難となることによる教材・設備の更新や施設改修、魅力ある教員の確保といった教育環境への投資抑制、さらには、特に経営規模が大きい学校において、立て替え負担が経営基盤そのものを揺るがすリスクが懸念される。

以上の状況を踏まえ、専門学校の財政的負担を軽減し、各校が安心して学生を受け入れ、教育活動に専念できる環境を維持するため、負担金支給の早期化を図ることを要望する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

速やかな負担金の交付により、学校経営の健全化が図られる。

根拠法令等

大学等における修学の支援に関する法律
授業料等減免費負担金交付要綱
高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領(第6版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、神奈川県、兵庫県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県

—

各府省庁からの第1次回答

私立専門学校に係る授業料減免費負担金の交付決定時期については、これまで、各学校及び都道府県における事務作業が年度末・年度初めに集中することによる負担を勘案し、現在のスケジュールとしています。また、資金交付時期については、各都道府県における実務や各学校の資金繰りの状況等に応じて、交付決定後に概算払い等の方法により柔軟な対応が可能となるよう運用しているところです。今回の交付決定時期の早期化に係る提案については、現行の事務負担や運用の実態、各学校への影響等を総合的に勘案する必要があると考えており、今年度中に都道府県等に対してアンケート調査等を実施し、実務上の課題等を把握した上で検討を行っていきたいと考えています。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在のスケジュールは、日本学生支援機構(JASSO)による支援区分の決定をもとに、学校は7月初旬に申請書を県に提出し、これを踏まえて県は7月中旬に文科省に交付申請を行うという流れになっている。しかし、この時期、学校は補助金の申請に加え機関要件※1の更新申請に忙殺され、また、県も補助金申請の受付、機関要件の確認審査と手一杯な状況となっている。国への交付申請時期を2か月ほど早めることにより、むしろ、学校・県の事務負担が平準化され、また、国の交付決定も早期化できると思料する。JASSOによる給付判定も、在学生や新入生の予約採用※2は5月初旬に決定しており、給付対象の学生のほぼ全員を捕捉できていることから、県から国への申請時期が早まっても問題はない。また、国の交付決定の後でなければ、県から各学校に対する交付決定及び概算払いをすることができないため、県内部でいかに自助努力しても期間の短縮には限界があり、学校における安定的な資金繰りの確保にはあまり寄与していない。今年度実施されるアンケートについては、調査内容と実施スケジュール、今後の見通しについて共有いただきたい。その結果を踏まえ、実態に即した適切な対応がされることを求める。
※1: 学校が補助金を受給するためには、教育要件、財務要件を満たす必要があり、年1回県の確認を受ける必要がある。
※2: 予約採用: 高校3年生の段階で JASSO に申請。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
私立専門学校に係る授業料等減免費負担金について、日本学生支援機構による支援区分決定から都道府県・学校への減免経費交付までの事務フローを見直し、交付決定及び資金交付の早期化を図ることは、専門学校の立替負担の軽減、学校経営の安定化及び教育環境の維持・向上に資するため、確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

交付決定時期の早期化に係る提案については、現行の事務負担や運用の実態、各学校への影響等を総合的に勘案する必要があると考えており令和8年9月末～10月上旬をめどに全都道府県を対象にアンケート調査等を実施させていただき、同年10月末頃に結果を取りまとめ、今後の交付決定手続きの時期等について結論を得たいと考えております。

なお、アンケート調査の内容については検討中ですが、おおよそ以下の点についてお伺いする予定です。（検討中につき、実施の際には項目の追加・変更等があり得ます。）

- ・交付申請手続きの実施及び交付決定の希望時期
- ・上記の時期を希望する理由

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	126	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

執行事務管理システムで行う公立学校施設整備費関連の調査に係る方法の見直し

提案団体

長野県、栄村

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

執行事務管理システムを用いて行う公立学校施設整備費関連の調査について、調査方法や調査項目の確認方法の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現状】

現在の調査方法は、Access ファイルを使用しているが、パソコン環境に依存する方法となっているため、市町村の作業環境に依存してしまう。

市町村へ配布した Access ファイルに入力された情報を、県において執行事務管理システムへ取り込んだ後、調査情報等の入力に誤り等がないか、手作業で確認を行っている。

【支障事例】

市町村職員個人に配布されているパソコンにおいて使用できるソフトは市町村ごとに異なることから、Access に対応していない市町村においては、Access ファイルが使用できる別のパソコンでしか作業ができないため、作業時間に制約がある。また、Access ファイルが使用できるパソコンがない市町村の場合、県が代理入力し、市町村に確認してもらう手間が生じている。

市町村から提出された調査情報等の確認作業については、申請事業数が多いことに加え、各事業において確認すべき調査情報の量が多いことから、手作業での確認に膨大な時間を要している。

【支障の解決策】

パソコン環境に依存しない方法(クラウド等インターネット上で作業できる方法とする等)とすることで、市町村ごとの環境に左右されずに作業が可能となる。同時に、作業時間の制約も解消される可能性が高い。

市町村が入力するファイルについて、指定の文言を入力することとなっている項目や、指定年月を超えて入力を行った項目等は、エラー表示が出る仕様とする(コード化する)ことで、県による修正漏れや確認漏れを減らすことができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村における事務作業時間の確保や県における確認作業にかかる事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県

○該当市町村への ACCESS データの送信作業や当該データの 64→32 へのバージョン変更、データの取込、入力内容の確認など、現在の実施方法では時間や手間がかかっているのが実情である。
○市町村から提出された調査情報等の確認作業について、手作業での確認に膨大な時間を要している。

各府省庁からの第 1 次回答

執行事務管理システムについては、現在、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第 23 条第 2 項に基づき、当該システムをクラウド化することの是非について検討を行っているところです。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村教育委員会に対して説明を必要とする場合もあるため、懸念されている事項（クラウド化するにあたっての支障等）について、現時点でどのような検討がなされているのかご教示いただきたい。
また、クラウド化の是非に係る結論はいつ頃を目途に出す予定かあわせてご教示いただきたい。すみやかにクラウド化できるように引き続き検討を進めていただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公立学校施設整備費関連の調査について、Access ファイルに依存しない入力方法への見直しや、入力チェック・エラー表示等の導入を行うことは、市町村の作業環境の制約解消、県の確認事務の削減及び入力誤りの防止に資するため、調査方法及びシステム仕様の見直しについて、特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

執行事務管理システムについては、主にクラウド化が技術的に可能なのか、またクラウド化にあたって必要な経費・期間はどれほどかかるのかを検討しております。
現時点で、クラウド化の是非の判断時期をお示しすることは困難です。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	127	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

学校施設関係の調査に係る EduSurvey の活用及び都道府県経由事務の廃止

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校施設関係の定例調査である耐震改修フォローアップ調査、公立文教施設に係るインフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策の取り組み状況調査、木材の利用に関する調査、屋内運動場空調設備設置計画調査、学校体育施設設置状況調査、空調(冷房)設備設置状況調査、避難所となる学校施設の防災機能調査及びその他の単発で行われる調査について、都道府県を経由する方法ではなく、EduSurvey 等を用いて各自治体が直接回答できる方法とするよう見直しを求める。また、そのために EduSurvey に督促機能や回答の形式不備を防止する機能を構築することを求める。

具体的な支障事例

【現状】

学校施設関係の調査の多くが、都道府県を経由した調査方法となっている。

【支障事例】

都道府県を経由することで、市町村における回答作成期間が十分に確保できず事務負担が生じている。また、大部分が Excel での調査となっており、とりまとめ作業に大きな事務負担が生じている。同時に、市町村が所管する事業についての調査のため県では数値等を把握しておらず、回答内容の確認や、文部科学省からの確認依頼を受けた場合の対応に県としての判断を行う余地や裁量のない事務である。その一方で、追加調査等の補足調査の場合、締め切りまで2週間程度の短期間での調査依頼が行われており、大きな事務負担となっている。また、既に EduSurvey を利用している調査についても、市町村等への督促機能はないことから、期限が近くなるとメールによりリマインドを行っている。

＜照会時の事務の流れ＞

国からメールにて照会→都道府県から市町村の教育委員会へ調査への回答を依頼→(必要に応じて)市町村の教育委員会から各学校へ確認

＜回答時の事務の流れ＞

(必要に応じて)市町村の各学校から市町村の教育委員会へ回答→市町村の教育委員会から都道府県へ回答→都道府県で確認・とりまとめ→国へ回答→国への回答後に国から疑義照会があった場合、市町村の教育委員会へ確認を実施

【支障の解決策】

EduSurvey を用いる等してオンライン化した上で市町村が文部科学省へ直接調査回答ができる方法とすることで、市町村における回答作成期間を十分に確保することができ、調査内容の修正や確認作業に係る時間の削減につながる。また、調査回答の取りまとめに係る負担を軽減するため、EduSurvey に督促機能や回答の形式

不備を防止する機能を設ける等のシステム改修を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県が所管していない事業に対する調査事務の事務負担の軽減のほか、県を経由しないことによる市町村の事務作業時間の確保につながる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、川崎市、奈良県、高知県、熊本市、宮崎県

○全国一律で行う調査のほか、都道府県単独で実施する調査など調査事務は多岐にわたっているため、全国一律で実施する調査については、国のシステムに直接回答する方法を採用していただきたい。
○支障事例と同様に、県を経由することで、市町村における回答作成期間が十分に確保できず事務負担が生じている。また、県でのとりまとめ作業に大きな事務負担が生じている。

各府省庁からの第1次回答

都道府県教育委員会は「文部科学省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件」(文部省告示第五十八号)において、市町村への補助金交付に係る事務を行うこととなっています。
また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第1項において、教育行政機関は的確な調査、統計その他の資料に基づき、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならないとされています。
したがって、都道府県教育委員会においても、文部科学省が行う学校施設関係の調査によって把握される各市町村や学校ごとの状況について、事務の適切かつ合理的な処理のため把握していただく必要があると考えています。
EduSurveyについては、アンケート方式による調査のため、調査内容によってはEduSurveyを用いることに向き不向きはありますが、今後も都道府県の事務負担の軽減を図るよう努めてまいりたいと考えています。
なお、「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」については、内閣府が実施する「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」との共通的な調査項目である「防災機能設備等の確保状況」について、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和7年12月23日閣議決定)に基づき、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、両調査を一本化するとともに、調査頻度の見直しや調査項目の削減などの運用改善について検討し、令和8年度以降に行う次回調査までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。
内閣府 HP(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r07/k_tb_r7_honbun_1.pdf)

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

学校施設関係の調査に基づき、各市町村や学校ごとの状況について把握に努める必要はあると認識しているが、調査結果の公表等によりその状況は把握できることから、調査集計におけるエクセル等の転記作業によりその把握がなされるものではないと考えている。各調査の必要性を否定するものではないが、各市町村や学校の回答について、都道府県が判断を行う余地や裁量がないにもかかわらず、回答の集計作業を都道府県経由とすることは必ずしも合理的とは言えない。
現行のEduSurveyに督促機能や不備を防止する機能の追加等の改修を検討しているか。また、アンケート方式による調査について、EduSurveyに統一することを検討しているかご教示いただきたい。
さらに、求める措置で挙げた各調査について、EduSurveyを用いることに不向きな調査があるのであれば、例え

ばマイクロソフトの Forms など、集計機能を備えたシステムの活用を検討すべきと考える。ついては、他のシステムを活用することへの見解とその検討状況をご教示いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化やデジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供体制全体を効率化し、地方公共団体が地域の実情に応じて自主性を発揮すべき事務に注力できるよう、事務負担の軽減に資する事務処理方法の見直しについて、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

学校施設関係の調査は、全国の学校施設の整備状況等を把握し、今後の施策の検討や地方公共団体への支援等に活用することを目的として実施しています。

また、学校施設は、その多くが避難所や地域コミュニティの核としての役割を担っています。今回の熊本地震においても、発災直後は被災地となっている市町村等への確認や照会は基本的に行うことができない中、熊本県が平時から把握していた各市町村の学校施設や地域の状況等を国と共有し、それらの情報を踏まえて各市町村への避難所等の支援方針を決定しています。このような災害発生時の初動対応の観点からも、平時から都道府県において域内の学校施設等の状況や課題を把握しておくことが重要といえます。

学校施設については、地域の実情に応じた様々な状況や課題があるものと考えておりますが、文部科学省の調査では、各調査の目的に鑑み、可能な限り項目を絞って調査を行っていることから、国の調査だけでは把握しきれない情報もあるものと考えております。このため、都道府県においては、域内の学校施設等について、文部科学省の調査にとどまらず、関連する様々な状況や課題を含めて適時に把握しておくことが重要と考えています。そのため、貴県においても、域内の必要な情報等を自ら把握しておく必要があるという意識を持っていただき、国の調査に御協力いただきたいと考えています。

一方で、真に必要な項目に絞った調査となるよう調査内容を精選するなど、事務負担の軽減については引き続き努めてまいります。

【各調査における検討状況】

○耐震改修状況フォローアップ調査

現在 EduSurvey への移行の検討中であり、今後 EduSurvey 方式による調査を弊省内部で試行し、回答者の負担がかえって増えることがないか等につき確認予定であるため、その結果も踏まえて検討を進めてまいります。

○インフラ長寿命化計画に基づく取組状況調査

学校以外の施設も調査対象となっており、国土交通省が政府全体の状況を把握するため、全府省庁共通の調査票を作成し、各府省庁の回答を集計しているため、同調査票での調査が必要となり、文科省のみ EduSurvey に移行することは難しいと考えております。

○木材の利用に関する調査

学校単位で多数の入力を要する調査であり、EduSurvey を使用した場合、行列数の制限により表を分割する必要があり、その結果、表ごとに同じ学校名を同じ順番で繰り返し入力する必要が生じるため、入力者の負担が増加するとともに入力誤りにつながる懸念があるため、EduSurvey に移行することは難しいと考えております。

○屋内運動場空調設備設置計画調査

今年度 EduSurvey による設問作成の実証を行う予定であります。その結果も踏まえて検討を進めてまいります。

○空調（冷房）設備設置状況調査

施設単位で表を分割する必要があり、表単位で都度入力する項目が増えて回答者の手間が増えるかつ、計算して表示する列を途中の列に表示することができないことから、EduSurvey による調査が不向きと考えておりま

す。

○学校体育施設設置状況調査

学校種等の区分ごとに入力を要する調査であり、EduSurvey を使用した場合、行列数の制限により表を分割する必要があります。

その結果、基本情報の重複入力や入力項目間の整合性確認が困難となり、回答者の負担増加や入力誤りにつながる懸念があるため、EduSurvey に移行することは難しいと考えております。

【EduSurvey への活用を困難としている理由等】

EduSurvey においては、表形式の設問も作成が可能であるものの、

- ・行列数が数十あるような場合は、回答者側の操作速度に大きく影響するため、実質的に対応が難しい
- ・他のセルを参照して合計や割合等を算出する計算列(行)を挿入できるのは表の末尾列(行)のみ

等のシステム上の制限があり、大規模または複雑な表形式を用いる調査にはなじまない面があります。

一方で、できる限り多くの調査が EduSurvey に移行できるよう、省内の担当各課や教育委員会からのご要望の声も踏まえながら随時改修を行っているところであり、引き続き、機能の充実に努めてまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	134	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

学校教員統計調査の調査ルートの見直し

提案団体

岡山県、三重県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)において、調査の効率化や負担軽減、他の調査(子供の学習費調査など)との整合性を図るため、国からの調査依頼が都道府県教育委員会へ一元的になっている現状を見直し、学校の設置者別等に応じて調査依頼先を分けるなど、調査ルートの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】
3年に1度行われる学校教員統計調査は、文部科学省から県教育委員会(以下、「県教委」という。)宛て依頼があるため、調査対象である県内の公立・私立・社会福祉法人立全ての学校園に対し、県教委から調査回答の依頼をしている。

【支障事例】
公立と私立では教員の任用方法等に違いがあるため、私立学校からの計上すべき常勤職員の対象などの質問に対し、公立学校を所管する県教委では即答できず、私立学校主管部局への確認作業が発生する。これにより、学校側への回答にも時間を要することになり、県教委及び学校の双方で作業が停滞している。
社会福祉法人立(幼保連携型認定こども園)についても、管轄外で関わりが希薄かつ専門性のない県教委が調査実務を担っており、私立学校の場合と同様の支障が生じている。

【制度改正の必要性】
学校によっては、所管外の県教委へ質問をすることになり、本来は確認に時間を要しないような計上すべき常勤職員の対象などの質問でも、回答のために県庁内での確認作業が発生し、円滑な事務処理に支障が生じている。
また、近年社会福祉法人立のこども園は増加傾向にあり、例えば令和4年から7年の3年間で51園から74園に増加している。今後も増加が見込まれるこれらの施設の調査事務を、所管外の県教委が担い続けることは、事務負担の増大だけでなく、調査結果の質を担保する観点からも早急な見直しが必要である。
さらに、学校によっては県教委からの連絡を不審に感じることもあり、その払拭や説明の手間が生じるなど、お互いの信頼関係にも影響が生じている。

【支障の解決策】
調査依頼先を学校の設置者別等に応じて、①公立の学校園は都道府県教育委員会、②私立の学校園(社会福祉法人立幼保連携型認定こども園を除く)は私立学校主管部局、③社会福祉法人立幼保連携型認定こども園は福祉主管部局に依頼先を分けるなど、調査ルートを見直すことにより、事務処理の効率化につながる。

県教委で各主管部局に文科省からの依頼を振り分ける運用については、その調整・連携には負担が伴うため、文科省からの調査依頼の段階で適切な宛先に依頼を行うことで円滑な事務処理につながる。

また、県教委には、学校教員統計調査規則第4条第3項に基づき、報告義務者の選定事務があるが、文部科学省が提供する「実査・集計システム」が自動的に抽出作業を行うため、私立学校主管部局や福祉主管部局が行ったとしても、実務上支障がないと考える。

実際に、「子供の学習費調査」など公立・私立学校を対象とする調査は、文部科学省から直接、県教委及び私立学校主管部局に別々に依頼がされている。同様に「『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』に基づくデータベースの活用状況に関する調査」といった、社会福祉法人を対象に含む調査についても、文部科学省から対象施設に応じて県教委や県福祉主管部局に別々に依頼がされている。これらの事例を踏まえ、「学校教員統計調査」も、各主管部局へ直接依頼を行うべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

今回の提案に当たって、中国地方の4県に聞き取りを行ったところ、以下のような意見が聞かれた。

- ・県教委への負担が集中しているので、国が分けてくれたらとても助かる。
- ・社会福祉法人立に対する調査においても住所が分からず、福祉部局にリストをもらって郵送で依頼をした。負担であった。
- ・私学についても、教育委員会では分からない質問が来て、知事部局担当課に聞いて、教育委員会で回答した事例があり、直接知事部局担当課に国から依頼をしてもらいたいと感じる。
- ・3年に1回の調査であるため、依頼方法などに漏れが生じやすいと思う。国が事前に仕分けしてくれれば助かる。

国からの依頼が県教育委員会に一元化されているため、依頼文書の作成、学校園への連絡、提出状況の確認・督促といった一般的な統計業務に加え、場合によっては他の主管部局との調整や連携など、広範な業務が県教育委員会に集中しており、これが各県共通の大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各主管部局が直接学校とやり取りすることで、問合せ対応の二度手間が解消され、事務処理のスピードアップや担当者の負担軽減につながる。また、公立・私立それぞれ実情に応じた、よりの確な情報提供や指導が可能になる。

学校側にとっても、情報伝達の齟齬や誤解を防ぐことができ、調査の正確性が向上する。また、疑問点が生じた際も、直接所管部局に質問できるため、迅速かつ的確な回答が得られ、負担も軽減につながる。

各学校に対して、普段から関わりのある部局から依頼が届くようになり、いずれの学校園においても心理的な抵抗感が減少し、調査への理解と協力が得やすくなる。

国においても、少ない負担でより精度の高い回答を得ることができる。

根拠法令等

統計法施行令別表第3、学校教員統計調査規則第4条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、宮城県、兵庫県、奈良県、福岡県

○当教委では、調査系統に基づき、公立・私立の学校・幼稚園・認定こども園へ調査依頼を行っているが、管轄外の私立約1000校・園には、普段受信していないメールアドレスから送付するため、送付エラーや迷惑メール扱いが多発し、業務効率が低下している。また、事前に関係部局から周知していても、学校・園によっては当教委からの連絡を不審に感じる場合があり、その誤解を解く説明や調査回答の必要性を説明する手間が発生している。

各府省庁からの第1次回答

文部科学省から調査を依頼するにあたっては、調査系統の複雑化による事務の非効率化なども勘案しており、現在においても、調査系統と制度所管担当は必ずしも一致していないことを御理解ください。例えば、同じ基幹

統計調査である「学校基本調査」や「学校保健統計調査」の調査対象のほとんどが教育委員会が所管する公立学校ですが、調査系統上は都道府県統計主管部局が取りまとめを行っています。

教育委員会の御負担となった令和7年度調査で多く寄せられた私立学校等に関する問合せや調査対象校への説明対応は、次回調査においては手引きに分かりやすく記載したり、調査の趣旨・目的等の説明資料を作成・周知することで改善を図りたいと考えています。

また、教育委員会の負担軽減については、統計調査に関する事務の一部を教育委員会から知事部局担当課へ移す方法として地方自治法に基づく事務委任があり、都道府県の判断で可能であるため、このような方法も御検討ください。併せて、文部科学省が交付する委託費を用いて、取りまとめ事務を補助する会計年度任用職員を雇用することが可能ですので、必要に応じて活用いただければ幸いです。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査系統の複雑化による事務の非効率化の影響について、国から各都道府県の担当各部(課)へ依頼することは国での負担増につながる懸念があることは認識しているところだが、本提案でお伝えした具体的な支障事例が各都道府県教育委員会において生じている現状を踏まえると、国が調査内容に応じた適切なルートで依頼することが、結果として学校教員統計調査の事務全般の効率化につながると考える。

また、手引き等の改善が図られたとしても、普段都道府県教育委員会とのやり取りがない私立の学校園や社会福祉法人立認定こども園等においては、都道府県教育委員会から連絡が来るという状況自体に不安を覚えられることがあり、任用方法や制度等の違いにより都道府県教育委員会では回答できない内容については、知事部局担当課への確認作業が発生するなど、根本的な改善には至らないと考える。

したがって、国において適切な依頼先について引き続き検討をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

学校教員統計調査については、学校の設置者・所管部局に応じて国の調査依頼先を分けることにより、都道府県教育委員会における調整負担や学校園の回答負担の軽減等に資するため、調査ルートの見直しについて、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

オンラインで行っている「学校教員統計調査」の調査系統を分散させ実施する場合、各自治体の私立学校主管部局及び福祉主管部局が、それぞれ政府統計共同利用システム(当該システムは各府省が実施する政府統計において共通で利用するシステム。以下「オンライン調査システム」という。)のアカウント登録及び権限設定を継続的に自ら管理・運用する業務が新たに生じます。直近の令和7年度調査では、都道府県及び市町村教育委員会が、いずれも他調査で毎年オンライン調査システムを使用しているにもかかわらず、各自治体における確認・設定作業に3か月間の期間を要しました。現状は私立学校主管部局及び福祉主管部局がアカウントを管理しているケースは少なく、そのような状況で、新規に発生する確認・設定作業を分散させることは却って非効率を生み、自治体全体で見るとむしろ業務負担が増大するものと考えます。

また、調査後の審査・集計は文部科学省統計システムにおいて実施することになりますが、私立学校主管部局及び福祉主管部局においては、上記のオンライン調査システムだけではなく文部科学省統計システムのアカウントについても継続的な管理運用対応が必要になります。

さらに、文部科学省統計システムは現在部局別に権限を分ける機能は無く、その機能追加の改修には大規模な仕様変更が必要となることから、現状の予算額を大幅に超過する改修費用が発生することが見込まれます。以上を踏まえ、本調査の実施に当たり、3年おきにオンライン調査システムと文部科学省統計システムの2つの

システムについて、適切にアカウントを管理し事務を実施することは、総体として各自治体の業務負担が増すことから、困難であると考えます。

なお、第1次回答において御案内したとおり、地方自治法に基づく事務委任の制度により、必要に応じて私立学校に係る調査事務を教育委員会以外の部局に委任することが可能です。実際に学校基本調査において、統計主管部局と教育委員会で適切に協議を行い、特定の調査票に係る事務を統計主管部局から教育委員会に委任しているケースがあります。学校教員統計調査においても、自治体内で調査系統を分散させることが効率的と判断される場合は、自治体内において関係部局と調整の上、本制度を御活用くださるようお願いいたします。併せて、次回調査以降においては、実施通知等に事務委任の制度について御紹介することを検討してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	155	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

へき地児童生徒援助費等補助金制度において複数年度契約制度の導入及び交付決定前の準備行為を可能とすること

提案団体

たつの市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

へき地児童生徒援助費等補助金において債務負担行為を用いた複数年の事業及び交付決定前の準備行為を認めるよう求める。なお、準備行為としては「入札公告」及び「指名通知の発送」までを含むものであり、納期確保の観点から交付決定前に実施する必要がある。

具体的な支障事例

当市では令和10年4月に5小学校1中学校を統合した小中一貫校を整備する予定である。現在、統合される小学校へ徒歩通学している児童の一部は、通学距離が長くなるため新たに市がへき地児童生徒援助費等補助金を活用して購入するスクールバスを用いて小中一貫校へ通学する計画としている。ただし、昨今の慢性的な半導体不足等により自動車の納期が長期化しており、当該車両の発注から納品までの期間が最長12か月と見込まれているため、債務負担行為を用いた複数年度の事業を組む、補助金の交付決定前に準備行為として事業者選定するなどしなければ、交付金を活用した車両調達ができない状況にある。交付要綱には、いずれも明確な定めがないため、令和7年5月7日及び同年10月9日に、県を通じて当該補助金を所管する文部科学省へ問い合わせたところ、ともに不可とのことであった。総務省所管ではあるが地域未来交付金では準備行為が認められていること、準備行為に要する費用・責任等は市に帰属することからも、交付決定前の準備行為は地方公共団体の裁量にゆだねられるべきである。また、当該補助金がへき地等における初等中等教育の円滑な実施を目的にスクールバス・ボート等の購入を補助しているにもかかわらず、車両調達に要する期間の長期化という社会情勢により単年度事業では本来の目的が達せられない現在の制度は改められるべきである。

例年の交付申請スケジュール

交付申請期限 2月頃

交付決定 4月中～下旬頃

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度改革により、昨今の社会情勢に沿った物品の調達が可能となり、児童・生徒の通学手段の確保に資する。

根拠法令等

へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大栗市、奈良県、熊本市

—

各府省庁からの第１次回答

へき地児童生徒援助費等補助金については、主に自治体が支出するスクールバスの購入費等に対して国庫補助を行うものであり、事業の性質上、債務負担行為を用いた複数年の事業にはなじまないため、単年度事業として実施しています。

当該補助金は例年、当年度当初予算にて国庫補助を行うものですが、繰越明許費として計上されており、年度内にその支出が終わらない見込みがある場合でも、やむを得ない事由があるなど一定の要件を満たせば、財政法第 14 条の 3 の規定に基づく明許繰越を行うことが可能となっています。

また、同補助金においては、補助金適正化法第 11 条の規定に基づき、交付決定後に事業の執行着手を行うべきであるところ、事業の執行着手の前に必要な準備行為を行うことは、同法及び本補助金の要綱上も否定されないと考えています。

以上のことから、今回の提案について、明許繰越及び準備行為の実施については、とりわけ同補助金における明示等がなければ支障が解消しないものではなく、特段の対応は不要であり、現行制度下でも地方公共団体において支障事例を解消することが可能であると考えます。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該補助金は交付要件に「原則として事業計画書提出時までには財源措置がとられ、かつ、事業計画等に無理がなく、年度内に完了する見込みのものを対象とする。」とある一方、昨今の半導体不足等の社会的な要因により自動車の納期は長期化し、事業に着手する時点から単年度では事業が完結しないことが明らかな状況が生じている。交付要件や第 1 次回答を鑑みるに単年度で完結しない事業は、当該補助金の原則から外れた「例外」であると思料するが、事業を複数年度で実施せざるを得ない社会的情勢にあることから、準備行為及び繰越明許により地方公共団体が当該補助金を活用できることを周知いただきたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

同補助金において、明許繰越等の活用も含め自治体の実情に合わせた執行が可能である旨を十分に周知してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	169	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。

具体的な支障事例

年金所得者における配偶者控除の適用や扶養控除等の適用には、扶養親族等申告書を適用年の前年の10月頃に各年金所得者に送付され、その届出に基づき適用されている。その中で、亡くなった配偶者や親などの親族をそのまま修正せず届け出される方が一定数見え、そのまま適用されたまま所得税の計算が行われている。次に市区町村には、その誤った配偶者控除や扶養控除等の状況の公的年金等の支払報告書が届くため、死亡者の適用を否認して処理している。当市においてはチェックリストを作成し、否認する作業を行う手間が発生しており、場合によっては、そのまま適用し、対象者とのトラブルともなるケースもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に無し。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

死亡しているにもかかわらず配偶者控除や扶養控除等を適用してしまっている方のチェックを行わなくて済むようになり、事務手続きの簡略化が図れる。また、対象者との不要なトラブルを避けることができる。

根拠法令等

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第203条の6
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第317条の3の3
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市

- 扶養控除等の適用に係るチェック事務に多大な時間を必要としている。
- 事務チェックの簡略化が図られる。
- 当市においても年金所得者の扶養控除に関するチェックなど事務的負担が大きい部分がある。情報連携の活用のメリットは期待できる。

各府省庁からの第1次回答

地方税法上、日本年金機構をはじめとする公的年金等支払者には公的年金等受給者から提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書を取りまとめて保管する義務及び公的年金等支払報告書を作成・提出する義務が課されているのみで、受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、公的年金等支払者がマイナンバーを利用することに伴い増加する公的年金等受給者や公的年金等支払者の事務負担にも配慮する必要があることから、ご提案に対応することは困難である。

情報提供主務省令(※)において公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている。公的年金等支払者においては、厚生年金保険法に基づく年金給付事務と併せて、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成事務を実施しているところであるが、両事務は別の法令に基づく事務である。

したがって、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成のために年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を確認することは、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務等に該当せず、年金実施機関がマイナンバー情報連携によって閲覧することができる範囲の対象外である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

日本年金機構側の負担増が理由になっているが、その結果として誤った情報の是正作業を市町村が負担している実態があり、全体で見た際の負担の最適な配分になっていないと考える。また「情報提供主務省令において、公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている」とのことだが、上記省令の第75条第4号の「国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務」で読み込むことは可能ではないか。

現在は事後的に市町村が対応しているが、制度としては初期段階で誤りを防ぐ事が合理的であり、その観点からもマイナンバー情報連携による確認を導入できないか検討すべきであると考ええる。

「公的年金等支払者には、(中略)受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、」とあるが、「誰がその適正性を担保するのか」という点が不明確であることに問題があると考えられる。あくまで公的年金等支払報告書の提出者として、提出書類の記載内容についての精査を行うべきであり、それが法的に規定されていないのであれば明文化すべきものと思料する。

また、所得税上においても亡くなった方を扶養親族として、扶養控除や配偶者控除の適用を行うことで、国の財源を欠損する事態ともなりかねない。これらの事態を解決するため、今一度検討を願いたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

各府省庁からの第2次回答

公的年金等支払者は公的年金等から個人住民税を特別徴収するとともに所得税を源泉徴収する義務を負っているところ、所得税の源泉徴収は毎年2月支払分の年金から開始される。そのため、公的年金等支払者は、前年秋から大量の扶養親族等申告書を順次処理し、1月中旬までに税額計算を完了している。現行でも処理期間は限られており、そのような状況下で、極めて短期間のうちに前年末時点の扶養親族等の生存確認、申告の訂正、税額の再計算を行うことは、実務上極めて困難である。

仮に、源泉徴収開始後に前年末時点の生存確認を行う運用とした場合、公的年金等支払報告書の扶養親族情報が訂正されることにより、源泉徴収において控除対象とした者に関する情報が税務当局へ適切に提供されなくなるおそれがあり、所得税に係る事務にも影響を及ぼす。

なお、市町村は、地方税法に基づき、公的年金等支払者に対して適切に作成し市町村への提出を義務付けている公的年金等支払報告書を含めた課税資料や独自調査により収集した情報を名寄せ・突合して、適切に個人住民税を賦課決定する責任を負っている。

これを踏まえ日本年金機構においては、納税義務者から正しく扶養親族等を申告していただけるよう、ホームページ等を通じて扶養親族等申告書の記入方法や提出方法の説明を行っているところである。今後、扶養親族等が死亡した場合の取扱いについても、より分かりやすく周知を行うことを検討してまいりたい。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第75条第4号では、「国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務」を処理するために必要な特定個人情報として「ロ 当該保険料その他徴収金の納付義務者に係る市町村民税に関する情報」が掲げられるところ、「その他徴収金」とは国民年金法に規定される徴収金に限定されるため、同号は国民年金法に規定される保険料や延滞金等の徴収金に関するものであり、住民税の徴収金に関する規定ではない。

公的年金等支払報告書は、地方税法第317条の6の第4項に規定されるとおり、公的年金等支払者が市区町村における住民税の計算のために作成し、市町村の長に提出するものであるため、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の作成のために情報連携を利用することは、同命令上規定している利用目的の範囲外である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	171	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国民スポーツ大会の開催について、全都道府県3巡目以降は原則複数県での共同開催とすること、また同一都道府県内において通年開催を可能とすること等の基準の見直しによる負担軽減

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

国民スポーツ大会は、毎年、各都道府県の持ち回りで開催され、原則として同一都道府県内で実施されている。現在は2巡目にあり、本県では令和9年に開催予定であるが、短期間に県内で38競技以上が実施されるため、競技会場の整備や宿泊施設の不足など、受入体制の逼迫が懸念されており、大きな負担になっているところ。このため、3巡目以降については、原則として複数の都道府県での共同開催とすること、また同一都道府県内において通年での競技開催を可能とすること等により、開催県の負担軽減を求めるもの。

具体的な支障事例

令和9年「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」の開催準備において、県内の宿泊施設や輸送バスだけでは不足する見通しであり、県主導により取りまとめを行い、他県等からバスを集めている状況であり、人材不足の中で他の業務のひっ迫にもつながっているところ。他県からの調達及び物価上昇に伴う経費や人件費の上昇もあり、今後市町村の負担も多くなる。
複数県での開催により、インフラの不足を補うことが可能となるほか、数十年に一回ではなく、頻度が高く順番が回ってくるため、開催のノウハウの蓄積が期待できる。また、短期間ではなく通年(又は現行よりも長い期間内)で実施可能とすることで開催自治体の負担が更に軽減することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国知事会の3巡目国スポの見直しに関する考え方として、「人口減少や地方財政の逼迫が進む中、すべての実施競技において競技団体が求める施設基準を満たす施設を単独の都道府県が整備することは困難となっていることから、複数の都道府県での開催も可能とする」との考え方が示されている。
また、日本スポーツ協会の「今後の国民スポーツ大会のあり方を考える有識者会議」において、「同一都道府県内において通年での競技開催が可能とする」との考え方も示されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

原則、複数都道府県での開催が前提となること又は同一都道府県で通年開催されることで、開催地や開催時期が分散される。これにより、宿泊施設やバス等の調達が容易となり、費用負担の軽減、競技係員等の確保も容易となる。また、競技団体が求める公認審判員や競技役員などの専門人材を近隣県と相互に供出・活用することが可能となるため、大会の公正かつ円滑な運営に不可欠な人員を効率よく安定的に確保できる。加えて、数

千人規模の運営ボランティアや競技係員を広域で募集することが可能となり、運営スタッフの確保につながる。さらには、他県等からのバス・宿泊施設の確保等の調整といった市町村職員が行う事務処理の軽減につながる。

根拠法令等

国民スポーツ大会開催基準要項第7条(公益財団法人日本スポーツ協会)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、北上市、宮城県、石川県、名古屋市、宮崎県

○当団体においても、令和12年に国民スポーツ大会の開催が予定されており、開催に向け準備を進めているところである。公共交通や宿泊施設等インフラの不足も懸念され、受入体制に不安を抱えている状況。複数の都道府県での共同開催となれば、インフラの問題も軽減され、開催自治体の負担も緩和されると考える。

各府省庁からの第1次回答

ご指摘の根拠法令等(国民スポーツ大会開催基準要項第7条(公益財団法人日本スポーツ協会))は公益財団法人日本スポーツ協会の規定であり、当庁が直接改正できる立場にございません。

なお、日本スポーツ協会が令和7年3月に公表した「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」の提言では、開催自治体の負担軽減のため、単独での開催に加えて複数の都道府県で開催することや、競技によっては、特定の施設に開催場所を固定化すること、開催時期及び開催期間を柔軟に設定すること等が盛り込まれているところです。

現在、提言を基に当該協会の国スポ改革タスクフォースにて、スポーツ庁も参画して、3巡目の在り方に関して具体的な検討を進めているところであり、魅力ある持続可能な大会となるよう日本スポーツ協会等と連携してまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市で生じているような支障事例は全国で開催地で共通する課題であり、早急な検討と対応が必要である。国民スポーツ大会の持続可能性を確保するためには、開催自治体の負担軽減が不可欠であり、文部科学省(スポーツ庁)による所管官庁としての積極的な関与と連携をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

国民スポーツ大会の開催について、全都道府県3巡目以降の具体案を検討する国スポ改革タスクフォースにおいて、全国知事会や開催都道府県関係の方々とともにスポーツ庁も委員として参画しており、提案団体を含む開催地の要望等を踏まえて検討を進めているところです。タスクフォースでは、提案団体よりお示しいたいて

いる通年開催化や広域(複数県)開催の推進も含めて現在検討を進めておりますので、引き続き、開催地の負担軽減につながる改革となるよう関係機関と連携してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	181	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

文化財の災害復旧事業に係る補助金等交付事務の簡素化

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財の災害復旧事業に係る補助制度については、通常の補助事業と同様の事務処理や運用が求められるが、被災自治体等補助事業者の負担軽減のため、文化財補助金の交付申請書を提出する際に添付する書類のうち、事業費の根拠資料である設計書等を社会資本整備総合交付金申請書の様式第1の別添1「交付申請額一覧表」及び様式第1の別添2「社会資本整備総合交付金調書」と同様の一覧表及び調書に変更し、補助金等交付申請事務の簡素化を求める。

具体的な支障事例

要望や交付申請時に金額の根拠資料として設計書や図面等の添付が求められるが、規模の大きい災害復旧事業では、その作成に時間を要し職員の負担となっている。一例として、令和8年度の交付申請においては、積算根拠として、工事の設計書に加え、埋蔵文化財調査に係る配置人数、人件費単価、消耗品購入に係る単価など、個別かつ細部にわたる積算資料を作成した上で提出している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・申請手続きの簡素化により、早期の事業着手が可能
- ・申請に係る職員の事務負担の軽減
- ・円滑な災害復旧事業の実施

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条
文化庁文化財補助金交付規則第2条第3項第1号
歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○当県においても、大規模な災害復旧事業では、同様の負担が生じるものと考えられ、迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施のためには事務の簡素化が必要と考えられる。

○災害時は全市の文化財施設の被災対応が発生し、大きな事務負担がある中で、国庫補助申請手続きの事務負担軽減が必要。また、事業者にも他公共施設・民間施設等の復旧工事が集中する中で、申請手続きに時間がかかることで、当初対応可能だった事業者が対応できなくなることがあり、入札不調等、業者選定手続きへの影響が懸念される。

○当市には、世界遺産をはじめ国・府・市指定、登録文化財など数多くの文化財が存在する。特に市内には、指定・登録文化財が合計 60 件ある。

災害時、これら多くの文化財に支障が出た場合、文化財所有者や管理者への諸対応が想定される。その申請手続きについては、早急な対応が求められることから、簡略化したものが望ましい。

各府省庁からの第 1 次回答

措置の具体的な内容として提示いただいた「社会資本整備総合交付金申請書の様式」では文化財補助金の申請書類と、その内容、項目が大きく異なります。文化財における復旧上、必要な施工内容や工法は、元々標準設計がある道路等のインフラ復旧のような画一のものではなく、各文化財の価値や特性に応じて復旧方法を検討する必要があり、交付金の様式のみによる一律の査定は困難です。災害時には、文化財の本質的な価値や保存のために必要な措置を知悉する各管理団体等による「裁量」に基づく積算をもって、補助金交付を行っているところ、当該様式では復旧方法の適正性等を判断する情報が不足しており、国への補助金申請はもとより、県内での事業実施時の説明や、復旧後事業プロセスの説明等に追加の資料を要し、かえって事務が煩雑になることも懸念されます。「早期の事業着手」「事務負担の軽減」を主眼とする御提案であれば、例えば災害復旧事業においては、担当官との事前協議と概略の積算資料をもって、補助金交付決定前の事前着工、いわゆる「施越工事」が認められていることから、迅速な施工に必要な手続は具備していると考えます。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

文化財の復旧にあたり、各文化財の価値や特性に応じて復旧方法を検討する必要があることについては、異論はない。一方で、現状の補助金交付申請においては、工事や業務委託の積算根拠として発注時と同様の数量や単価を記載した詳細な設計書を発注前年度に作成、提出しており、設計内容や数量が必ずしも確定していない前年度の段階で詳細な設計書を作成することが大きな事務負担となっている。提案の趣旨は、あくまで事務負担の軽減にあり、必ずしも社会資本整備総合交付金の申請様式に完全に一致させること自体を目的としているものではない。

例えば、復旧にあたって必要となる手順や工法等を図や写真で示す説明資料と工事費の総額が把握できれば、復旧内容の妥当性に関する査定は十分可能であり、各工種の詳細な積み上げによる積算根拠の提出までは必ずしも必要ではないと考える。また、現在は埋蔵文化財調査に要する人件費や消耗品の購入についても詳細な積算根拠資料の添付を求められているが、これらは復旧方法の検討と直接関係するものではなく、埋蔵文化財調査の内容と総額が示されていれば足りるものとする。さらに、交付決定前の事前着工については、被災後の初年度に限り認められているものの、例えば令和 6 年能登半島地震で被災した史跡金沢城跡の石垣復旧においては、完了までに少なくとも 15 年程度の期間を要することが見込まれており、2 年目以降は通常事業と同様に、交付申請時に詳細な積算根拠資料の添付が必要となっている。そのため、能登半島地震のような大規模災害の復旧にあたっては、現行制度では継続的な事務負担の軽減にはつながっていない。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

文化財の災害復旧事業に係る補助金等交付申請について、文化財の価値の保全、復旧方法の妥当性及び事業費の確認に支障が生じない範囲で、交付申請段階では一覧表・調書形式により事業費や事業内容を把握し、

必要に応じて設計書・設計図・収支予算書等を確認する運用へ見直すことは、被災自治体等の申請事務の負担軽減及び文化財の早期復旧に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

積算根拠資料の書式の見直し等、災害復旧事業の簡素化については、提案団体等との意見交換を行い、その内容を踏まえた上、検討したいと考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	185	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

教職調整額の算定時に、自治体の判断により教員の職務時間に部活動指導時間を含めない運用が可能であることの明確化等

提案団体

熊本市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

自治体の判断により教員の職務時間に部活動指導時間を含めない運用が可能であることの明確化、部活動指導時間であっても、教員が教員とは別の立場(例えば「兼業」の指導者としての立場等)に関わり、教職調整額を含む給与とは別に報酬を受け取ることができることを可能とすることを求める。
あわせて、教師が「兼業」の指導者として学校部活動指導に関わることができるような前提や条件についての明示も求める。

具体的な支障事例

本市では、部活動をこれまでどおり「学校教育の一環」として維持し、教員負担軽減の観点から「学校の業務だが、教員が担う業務ではない」と位置づけ、指導を希望する教員については、兼職兼業の手続きを経て「教員ではない別の身分」として部活動に従事し、別途報酬を受け取ることができる仕組みを構築したいと考えている。しかしながら、令和3年2月の文部科学省通知において、学校部活動指導時間も含めて給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていると示されていることから、学校部活動の指導を「兼職兼業」として許可することやその報酬を支給することが、兼業許可の合理性や公費の重複支給等の面で懸念が生じるとの指摘を文部科学省から受けている。そのため、当該仕組み構築にあたり支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年8月に本市で実施した「学校部活動改革検討に係るアンケート」において、「学校部活動を今後も継続する」ことについては、保護者及び中学生の約8割が「賛成」と回答した。また、「今後は新たに指導者に係る指導費等が発生すること」については、教職員及び保護者の約8割が「賛成」と回答した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

部活動を「学校教育の一環」として維持することで、生徒の仲間づくりや居場所づくり、教育課程との関連が図られるなど、引き続き教育的意義だけでなく福祉的意義の役割を保持することができる。
あわせて部活動の指導を教職調整額の対象から除外することにより、部活動が教員の本務外業務であると明確に切り分けられ、教員の中でも希望する者のみが従事することとなり、教員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの改善に繋がる。
教員が兼職兼業で部活動指導に従事することができれば、同じく部活動指導に従事する地域人材等と同様の

適切な対価を受け取ることが可能となり、処遇改善に繋がる。

根拠法令等

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

学校教育法、中学校学習指導要領

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、船橋市

○「部活動が教員の本務外業務であると明確に切り分けられ、教員の中でも希望する者のみが従事する」仕組みの構築に賛同したい。また、中学校だけではなく、高等学校における整理も必要であると考え。

各府省庁からの第１次回答

自治体の判断により、平日の部活動指導等について教師に独自の手当を支給することや、勤務時間外に部活動ではなく地域クラブの指導者として兼職・兼業を認めることは現行制度上も認められており、指導を希望する者に対する当該指導に係る処遇改善は可能となっています。

なお、学校部活動は学習指導要領上、学校教育の一環として位置づけられており、学校部活動の指導等の業務は校務として整理されるものです。

教師が部活動指導員を兼職し、教師としての勤務時間と連続した形で部活動指導を行う場合、外形上、勤務の形態は全く変わらないにもかかわらず、職務とそれに伴う職責が変わることは整理が困難です。

また、教師には、給特法により勤務時間の内外を包括的に評価するものとして教職調整額が支払われているところ、これと別途、部活動指導員を兼職し、部活動指導員としての報酬を受領することが給与面において適切であるか疑義が生じます。

このため、教師が、教師としての身分で関わるができる学校教育としての校務について、あえて教師ではない別の身分で関わり、かつ、別途部活動指導員としての報酬を受領できるようにすることは、教師の服務・給与の観点に照らすと、十分慎重に判断する必要があります。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

熊本市の提案に対する制度上の実施可否について、明確な回答のお示しをお願いしているところであるが、貴省の「十分慎重に判断する必要がある」との見解は、制度上明確に不可とするものではなく、一定の判断の余地があることを前提としたものと受け止めている。については、提案の実施可否について、改めて明確な回答を求めるとともに、現行制度において、実施可能であるのであれば、その旨を事務連絡等により明示化いただきたい。また、今後も制度上不可とする具体的な根拠が明示されない場合、熊本市としては、現行制度の範囲内で実施可能であると考え、服務及び給与制度との整合性に留意しつつ、十分慎重に検討を行い、判断したいと考えているがよろしいか。

その際、現行制度との関係に一定の疑義が生じるとのことであるから、十分慎重に判断するにあたり、制度趣旨との整合を図る観点からの解釈整理及び技術的助言をお願いしたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

第1次回答における「十分慎重に判断する必要がある」という趣旨は、運用上の諸課題について、適切に対応することが可能であると教育委員会の責任において判断する場合には、最終的に、各自治体において運用することは法制上妨げられるものではないことを示したものです。しかしながら、この場合においても、同教育委員会において教師の健康確保に必要な措置を講じる必要があります。また、教師の負担軽減の観点からは、部活動指導員の任用等を積極的に推進すべきと考えます。なお、教師の処遇改善の観点から、現行制度においても、部活動指導を行う教師に対して市独自の手当を支給することは可能です。

一方、学校教育活動である部活動の指導について、あえて教師ではない別の身分を兼ねて関わることとし、かつ、その報酬を受領できるようにすることは、教師の服務・給与、勤務時間その他の観点から総合的な判断が必要であるため、文部科学省として、提案団体が検討している仕組みの適切な運用が可能となる前提や条件等について、事前に一律の判断を示すことは困難です。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	186	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

図書館システムの共通化

提案団体

熊本市、仙台市、千葉市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、図書館資料の貸出返却管理、蔵書検索、利用者登録管理、予約延滞管理等の機能を備えた図書館システムの共通化を求める。

具体的な支障事例

当市の市立図書館(公立図書館)では、所蔵する本を電算システムで管理している。この電算システムの調達にあたっては、地方公共団体が独自の仕様書を作成し、システムを導入している。システムの導入後は、ベンダロックインされ、その後に他ベンダへ乗り換えする際のコストの増大が懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

文部科学省の令和3年度社会教育統計では、図書館は3,394館もある。図書館のシステムで管理すべき本の数の大小はあるが、本の貸出しすることは共通しているため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき文部科学省において標準仕様書を作成することは、地方公共団体の図書館システム調達の事務処理軽減や費用削減に大きく寄与するものとする。

根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月21日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

白河市、高松市、高知県

○当市図書館でも所蔵する資料を電算システムで管理しており、一定期間ごとにシステム更新は行っているも

のの、結果として長期にわたり特定の電算システムを使用し続けている。システム導入からこれまでに実施した数々の機能改修は、図書館の運営やサービスの提供に必要不可欠となっており、ベンダーロックインの状態にあるため、他ベンダーへ乗り換える際のコスト増大は懸念される。

○当市において、令和 7 年度に図書館情報システムを更新した際にデータ移行作業に多大な費用が発生した。

○個々の自治体での個別検討ではデータ移行の問題は解消が難しい状況。加えて、MARC(機械可読目録)の問題、検索機能がここ 10 年発展していないこと、インターネットでの所蔵検索のアクセシブル性の確保、オープン API 化などの流れに完全には乗り遅れていることなどの問題がある。

○所蔵する本を管理する電算システムについては、地方公共団体が独自の仕様書を作成し、システムを導入しているため、システム更新の際の負担は大きい。

各府省庁からの第 1 次回答

根拠法令として挙げられている「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体情報システムの標準化は、同法及び同法施行令において定められた 20 業務を対象とするものであり、図書館システムについては対象外となっているところ、各自治体の実情に応じて、適切なものを導入いただくことが望ましいと考えています。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

図書館システムの導入を各自治体の実情に応じて対応する必要がある点は理解する。

しかしながら、自治体ごとの個別最適によりシステムが構築されている状況では、ベンダーロックインやデータ移行コストの増大、データ連携の困難といった課題が生じており、行政全体として非効率な投資が継続している。基本方針においても、地方公共団体が個別にシステムを整備する従来の形態には限界があり、共通化によりトータルコストの最小化やデータ連携の促進を図る必要があるとされている。

このため、図書館分野においても、各自治体の自主性を前提としつつ、共通的な機能やデータ仕様を共有した共通仕様のもとでの共通基盤の整備(共通 SaaS など)について検討すべきである。

これにより、重複投資の回避、相互運用性の確保、サービス向上が可能となり、基本方針が掲げる効率的で持続可能な行政運営の実現にも資するものとする。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公立図書館の図書館システムについて、基本機能に係る標準仕様、データ連携仕様及び調達仕様書ひな形の整備は、地方公共団体の仕様検討・調達事務の負担軽減、ベンダーロックインの抑制並びに更新・乗換時のコスト縮減に資するため、地域の実情に応じた柔軟な運用を確保しつつ、共通化に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

図書館サービスは、各館及び各自治体で独自性がある実態があるものの、標準化と異なり、共通化は、共通システムの利用を一律に自治体に義務付けるものではないことから、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

根拠法令として挙げられている「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体情報システムの標準化は、同法及び同法施行令において定められた 20 業務を対象とするものであり、図書館システムについては対象外となっております。

また、図書館サービスは地域の実情や利用者ニーズに応じて提供されるものであることから、全国一律で同一のシステムを利用することは適切ではないと考えます。加えて、図書館システムはほぼすべての自治体で導入されており、様々な民間企業の参入により一定の競争原理も働いていると考えられることから、国による「共通化」は民業圧迫につながる可能性もあり、この点においても適切ではないと考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	205	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

スクールカウンセラー等の活用に係る調査の様式の通知時期の見直し

提案団体

福井県、栃木県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

例年、年度末に国から通知される「スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業に係る調査」について、調査項目及び様式を調査対象期間となる当該年度4月より前の前年度2月までに通知するよう、通知時期の見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

SC・SSW 補助金を活用している自治体に対しては、毎年度末に、当該年度に実施した『SC・SSW 活用事業に係る調査(配置状況等・効果検証・活動事例)』の様式が通知されている。しかし、この時期(年度末)に前年度とは異なる様式が示されることによって、各学校においては、年度当初の4月まで遡って記載内容を整理しなおす不要な手間が生じており、現場負担が大きく、非効率である。

国への回答までの状況(令和6年～令和7年回答までの例)

①令和6年度調査項目の連絡(令和7年1月28日)

※この時点で令和6年度分は年度当初に遡って集計を再依頼

②令和7年度調査項目は令和6年度調査項目をもとに県が調査様式を整え市町教委を通じて学校・SC・SSW等へ周知(令和7年4月17日)

※令和7年度分を年度当初より効率的に集計し、教育相談活動に寄与してもらうことを目的に依頼

③令和6年度調査について国より依頼(令和7年6月19日)

④県より市町教委を通じて学校へ調査様式の提出依頼(令和7年6月20日)

⑤学校が市町教委を通じて県に調査様式を提出(令和7年7月11日×)

⑥県が全市町分を集計して国に送付(令和7年7月23日×)

※これにより令和6年度分調査が終了

⑦令和7年度調査項目の連絡(令和8年1月28日)

⑧県より市町教委を通じて学校へ令和7年度分について年度当初に遡って集計を再依頼

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

毎年のように様式が変更されるため、学校現場の負担が大きい。また、年度末になって、様式が変更されることで、4月にさかのぼって1件ずつ確認し直す必要が生じ、作業が非常に煩雑となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現場における事務負担は大きく軽減される。また、様式が前年度のうちに提示いただければ、各学校は、次年度に向けて必要となる記録項目や把握すべき内容を事前に把握できる。その結果、年度当初から必要な情報を計画的に記録・蓄積することが可能となる。以上のことから、調査様式を前年度中に通知することは、現場の業務効率化につながる。

根拠法令等

- ・「令和7年度スクールカウンセラー等活用事業」「令和7年度スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る実態調査及び事例集の作成について(依頼)令和8年1月28日事務連絡
- ・【作成要領】スクールカウンセラー等活用事業に係る調査票
- ・【作成要領】スクールソーシャルワーカー活用事業に係る調査票

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、大阪府、大阪市、福岡県

—

各府省庁からの第1次回答

スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業に係る調査は、SC・SSWの配置状況等を把握し、本事業の成果及び効果的な活用の在り方についての検討に資するものです。そのため、例年、調査対象年度の状況を踏まえた調査項目となるよう検討を行っており、調査の発出が翌年度となっていたところでは、

他方、直近の令和7年度調査では、年度が替わると調査対象年度の状況を把握している者がおらず回答が困難な場合がある等の自治体の声を踏まえ、発出時期を見直し、自治体への依頼を調査対象年度内となるよう変更を行ったところです。

更なる発出時期の前倒しについては、本調査の趣旨を鑑みつつ、検討を行ってまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査発出時期の前倒しについては、回答のとおり、前向きに検討を進めていただきたい。

また、調査項目の頻繁な追加・変更を避けるとともに、やむを得ず追加・変更がある場合は前年度中に確実に周知されるよう、引き続き利便性の向上や事務処理の効率化等に向けて、今後も検討いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

繰り返しになりますが、本調査は、事業の成果及び効果的な活用の在り方についての検討に資するものであり、調査項目については、調査対象年度の事業の状況等を踏まえた調査項目の変更等があり得ることについて

ご理解いただければと思います。

他方、新たに追加した調査項目については、追加した翌年度の調査から確実に回答いただくとして、把握している範囲での回答でよい等の留保をするなどの柔軟な対応を検討し、自治体の負担軽減にも配慮したいと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	206	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

文化財保護法第 33 条に基づく特別天然記念物カモシカの届出の廃止

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財保護法第 33 条に基づく、特別天然記念物カモシカの死骸発見時における文化庁への滅失届提出について、義務付けの廃止を求める。仮に現行制度において、滅失の届出の必要がない場合については、その旨を事務連絡等により明示化を求める。

具体的な支障事例

【背景】
・カモシカの特別天然記念物としての指定要件が生物種であるにもかかわらず、その滅失届は個体の死ごとの届出が必要となっている。
・個体1頭ごとに平均寿命の 15 年程度で必ず滅失が生じること、また、出産により別個体が新たに発生することから、人工物である他の文化財と同列に届出を提出することには疑問が生じる。
・他の文化財における滅失届や棄損届は、文化庁への確認の上、主に自然災害等が原因となる比較的規模の大きい破損等が該当しており、年間数回程度の進達となっている。対して、カモシカの滅失届は年間 40～60 件(令和6年度実績 64 件)の進達にのぼる。

【支障事例】
・事案を確認した日から 10 日までの日限処理のため、事案発生が集中する秋冬期には、市町職員の現地作業と共に事務処理も増加し、他業務に大きな影響が出ている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町職員が行う現地作業(写真撮影・計測記録等)と事務処理の負担軽減、
県職員の進達事務の負担軽減

根拠法令等

・文化財保護法第 33 条、第 120 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、石川県、熊本市

○当県においても、近年県北地区で事案が発生しており、今後市町村及び県担当課で同様の負担が生じる可能性が高まっている。特に市町村担当者が届の提出のみならず、滅失個体の処理等にも携わるなど負担が増加している。

○カモシカの事例はないものの、市外から流入した種の指定の天然記念物が市内で死亡し、滅失届の提出のための作業が発生している。そのため、種の指定の天然記念物全体の滅失の届出について検討いただきたい。

各府省庁からの第１次回答

文化財保護法により、国指定天然記念物の一部が滅失等をしたときは、その所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）に文化庁長官への届出が義務付けられていますが、当該国指定天然記念物が飼育下でない野生動物であるなど、所有者や管理責任者・管理団体が存在しない場合には、上記義務付けの対象外となります。

他方、このような野生動物も含め、国指定天然記念物の生息状況等に関するデータは極めて有用な情報であり、その収集を図ること自体には大きな意義があることから、文化庁としては、引き続き可能な範囲でご協力をいただきたいと考えているところ、少なくとも上記の事実関係について、各地方公共団体に対し、文書での周知を図りたいと考えております。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容で速やかに進めていただきたい。ただし、一部の特別天然記念物に滅失届の届出義務がない点は、周知が不足していると思われる。そのため、文書による通知の他に、HP等のインターネット上での周知もお願いしたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

インターネット上での周知については、「カモシカは野生生物で原則として所有者等はいないことから、滅失届の提出は任意の協力によるものである」旨を記載した「カモシカ保護管理マニュアル」を既に文化庁ホームページにおいて掲載・公表しております。

なお、今後の文書による周知においても、滅失届の提出が法令上の義務ではなく任意の協力によるものである旨に加え、その内容が当該マニュアルにも記載されていることについて併せて周知したいと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	207	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

学校安全推進事業等における報告書の関係書類の電子による提出

提案団体

福井県、福島県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業における報告書について、委託契約書に定める支出を証する書類の写しを紙媒体ではなく電子での提出をお願いしたい。

具体的な支障事例

学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業での支出を証する書類の写しを紙媒体で提出すると膨大な量になり、それらにインデックスを付けるなど作業時間が膨大である。また、書類の量が多いことから、県の文書を一括で収発している収発室からの発出ができず、当課で別途郵送処理を行って送付しないといけない等追加での対応が発生するため。

【学校安全総合支援事業の書類】

約 600 ページを紙媒体で提出。市町との再委託も絡んでいるため、事務処理については、国の締切から逆算して取り組んでいるところではあるが、毎年、〆切ぎりぎりの作業となっている。電子媒体での提出ができると郵送時間の削減になり、数日の余裕ができると思われる。作業時間は、印刷してインデックスつけて整理していると1～2日は丸々かかる。

【学校安全教室推進事業の書類】

約 120 ページを紙媒体で提出。締め切りまでに余裕があるが、紙媒体にまとめる時間は、学校安全総合支援事業と同じくらいかかる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化による業務時間の短縮

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、埼玉県、大阪府、岡山県、福岡県

○【学校安全総合支援事業の書類】

紙媒体での提出は印刷・整理・郵送に時間と費用がかかり、業務負担が大きい。電子提出を導入し、効率化とコスト削減を図る制度改正が必要。

○学校安全総合支援事業は市町村に再委託して成り立つ事業であるが、自治体によってマンパワーが不足しており、契約等に係る業務量が多いという理由で再委託を断られるケースが多々ある。

○【学校安全総合支援事業の書類】

約 800 ページの資料にインデックスをつけたうえで紙媒体で提出している。

印刷及び通し番号の記載やインデックスを貼付する時間に2～3日を要するため、電子メールでの提出を認めていただきたい。

【学校安全教室推進事業の書類】

約 140 ページの資料に通し番号を記載したうえで紙媒体で提出している。

印刷及び通し番号を記載する時間に2～3日を要するため、電子メールでの提出を認めていただきたい。

各府省庁からの第1次回答

電子提出については、利便性の向上、事務処理の効率化及び業務のデジタル化推進の観点から、一定のニーズがあるものと認識しております。

一方で、本事業の委託契約書に定める支出を証する書類の写しについては、紙媒体での提出のニーズがある自治体もあることを認識しております。

このため、提出時に、電子提出もしくは紙媒体での提出のいずれかを選択できるよう、自治体の意見も踏まえつつ、利便性の向上や事務処理の効率化等に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

報告書の関係書類提出時に、今年度の提出から電子提出もしくは紙媒体での提出のいずれかを選択できるようにしていただきたい。利便性の向上や事務処理の効率化等に向けて、今後も検討いただきたい。たとえば電子提出の際にもメールの添付ではなく、クラウドでアップロード形式による提出とするなどの方法も検討いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

学校安全教室推進事業及び学校安全総合支援事業における報告書について、支出を証する書類の写しを電子媒体で提出できるようにすることは、都道府県の印刷・整理・郵送等に係る事務負担軽減及び報告事務の効率化に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

報告書の提出にあたっては電子媒体と紙媒体のいずれか選択していただき、電子媒体で提出する場合は、クラウドへアップロードする形式での提出をお願いいたします。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	240	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に関する留意事項の見直し

提案団体

浜松市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」(平成 25 年5月 30 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)で示された学校図書館の一般公衆利用及び公立図書館施設との一体的整備に関する留意事項について、児童生徒及び教職員の学習活動に支障が及ばない範囲において地方自治体の裁量で運用すること(例:教育課程で必要な時間は予約により確保しておく)が可能となるよう取り扱いを見直すこと

具体的な支障事例

現在本市においては、小中学校と地域図書館の複合化施設を整備する場合に、学校図書館と公立図書館を一体化することで、児童生徒が地域図書館のスペースや図書を使用することにより従来の学校図書館機能を向上した学習の機会を創出している。更に学校図書館のスペースに空きがある時間帯は、地域図書館の利用者も学校図書館を利用できるようにすることで、施設を最大限有効活用するよう計画しているところ。

しかし、文部科学省事務連絡において、学校図書館の一般公衆利用が認められる例が放課後や休日に限定されていることや、公立図書館のスペースと学校図書館のスペースを隣接して配置しその境界を可動間仕切りにより区切るとされていること等により、施設の有効活用ができずに小中学校と公立図書館との複合化の効果が低減され、施設複合化推進の支障となっている。

また、同様の機能を重複して整備することは、財政上の負担となる。

一方、文部科学省が HP 上で公開している事例集や会議資料においては、放課後や休日に限らず学校図書館の一般公衆利用を認めている事例や、仕切りを設けていない事例が紹介されているが、当該事務連絡と齟齬がある状況であり、自治体が学校図書館と公立図書館を一体整備する場合の判断に困難が生じているところ。

児童生徒及び教職員の学習活動に支障が及ばない範囲において地方自治体の裁量で運用すること(例:教育課程で必要な時間は予約により確保しておく)が可能となるよう取り扱いを見直すことにより、資源を最大限活用することが可能になり、図書館運営の更なる効率化が期待される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

小中学校と公立図書館の複合化により、児童生徒が学校図書館の図書のみならず公立図書館の図書も利用することができる。また、公立図書館で行われる読み聞かせや公立図書館司書のレファレンスサービスを児童生徒が受けることにより、教育の幅が広がる。

施設管理面では、学校図書館と公立図書館を相互に共用することにより、施設の有効活用を図ることができる。また、図書の管理を公立図書館が行うことにより、教職員の事務負担の軽減につながる。更に同様の機能の施設を共有することにより、施設更新費用の削減につながる。

根拠法令等

「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」(平成 25 年 5 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)

「社会教育施設の複合化・集約化」事例 17

令和 7 年 8 月 8 日第 5 回調査研究協力者会議【資料 2】「学校を中心としたほかの公共施設との複合化・共用化について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第 1 次回答

図書館の開放時間の設定や仕切りによる環境整備については、例として示しているものであり、必ず講じなければならない措置ではありません。そのため、ホームページに掲載している例示している内容についても、「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」(平成 25 年 5 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)と、齟齬はないものと考えます。文部科学省としては、地域の実情に応じて、一般公衆による利用や公立図書館との連携を図ることは、地域全体の読書環境の充実の観点から有意義であると考えており、児童生徒の学習活動に支障が生じないよう措置を講じた上で、各地方公共団体の判断において柔軟に対応していただきたいと考えています。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 7 年 8 月 8 日付け「学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について」で、学校施設の複合化の例④として掲載されている志木小学校は、公立図書館が学校と一体的に設置され、小学校は授業の「読書の時間」で閲覧コーナーを利用しており、その時間帯は学校利用が優先となるといった運用がなされていることを視察において確認している。これは、学校教育において公共図書館の豊富な図書の活用により学習機会が向上している好事例である一方で、事務連絡に示された「放課後や休日に限定」、「可動間仕切りにより区切る」等という例示を超えた運用が行われていると認識。

第 1 次回答で「柔軟に対応していただきたい」とあるが、よって、志木小学校における好事例を全国でも可能とするため、「児童生徒や教員が図書館を利用する場合において、学校図書館法第 2 条の目的に反することなく、かつ当該利用が公衆の利用によって妨げられなければ、公共図書館と学校図書館を一体化して施設整備及び運用ができるようにすること」、または、「学校図書館及び公立図書館の間に仕切りを設ける等に限らず、児童生徒や教員の使用を妨げないための運用方法については、各地方公共団体における柔軟な判断による対応が可能であること」を明確化したうえで、地方公共団体に対して通知等で周知することを求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

文部科学省としては、現状の事務連絡の記載においても、各自治体の裁量で柔軟な対応が可能であることは読み取れるため、改めて周知する必要はないと考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	241	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること

【提案と類似の支障を有する制度等】

保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)

提案団体

浜松市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。

具体的な支障事例

例えば保育料算定や介護保険料の賦課、特別児童扶養手当等の業務において、税情報を照会する場面がある。該当する年の1月1日時点の住所地に情報照会をする必要があるが、住民基本台帳に記録されている住所は前住所までのため、多くの地方公共団体に何度も転出入を繰り返している場合、照会先の地方公共団体が不明であり、公用請求による調査に多大な時間と労力が必要となるとともに、賦課変更による追徴や還付の事務等が発生する場合(※)がある。

※当市では介護保険料の賦課業務に当たって、1月1日時点の住所地の特定に時間を要する場合は、仮で介護保険料の賦課を行っており、所得状況等が判明したのち、追徴や還付が発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

照会先の地方公共団体を調査する手間が省けるため、職員の負担が大幅に軽減されるとともに、迅速な支給が可能となる。また、1月1日時点の住所地の調査に当たって、住民票の写しの公用請求を受ける側においても、回答に要する事務を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市

○年間 50～100 件程度、再照会をしている。
○複数回にわたり転出入を繰り返している場合、各種業務において税情報を照会する際、公用請求による調査に多大な時間と労力を要する。
○住民税については、原則として住所地課税であるものの、実態としては住所地ではなく居所（居住地）が優先される場合があり、その場合は住民票情報のみでは把握できない。申請に基づく税情報の照会であれば、申請者本人への確認により対応可能だが、保険料の賦課のように住民からの申請を前提としない事務については、個別の確認が困難であることから、やむを得ず未申告者として取り扱わざるを得ない場合がある。この提案については、国民健康保険以外の医療保険者における取扱いを参考に、特定の機関において情報を集約して管理する仕組みを構築することも、一つの方法として考えられるものと認識している。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○保育園・幼稚園において、副食費減免対象者が否かの算定において、同様の事象が発生している。保護者側からの申し出により後日所得割額の照会ができ、遡って副食費免除対応を行ったり、副食費補足給付補助金の支払いを遅れて行う等、手間や遅れが発生している。
○国民健康保険、後期高齢者医療制度においても同様の支障がある。

各府省庁からの第 1 次回答

情報提供ネットワークシステムを利用する際は、原則として、情報照会者が情報提供者を特定する必要があり、番号利用法施行令第 20 条第 1 項は、情報照会の際に、情報照会者は「情報提供者の名称」等を情報提供ネットワークシステムを使用して送信するものと規定している。
ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令（※）第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先（情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報）の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。
カード省令において、上記の情報提供者の特定が困難なときのための制度を設けているものの、ご提案にある 1 月 1 日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であると考えられることから、まずはこちらのご活用を検討いただきたい。
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

カード省令第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づく情報照会は内閣総理大臣への手続きが必要であるとともに、内閣総理大臣から得られた照会先の地方公共団体に対して改めて税情報の照会の手続きを行う必要があることから、作業負担と時間を要する。また、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能とのご指摘もあるが、住民基本台帳ネットワークシステムは情報提供ネットワークシステムと別のもので連携しておらず、住民基本台帳ネットワークシステムを活用したとしても、住所の履歴の確認や、得られた情報の転記などに作業負担と時間を要することに変わりはないものである。そのため、今回の元々の提案である情報提供ネットワークシステム側においてワンストップで情報照会が可能となるよう、マイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とし、地方公共団体の事務処理負担の軽減につながる仕組みとすることを改めて求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【小牧市】

住民基本台帳に関しては1つ前の住所のみ確認可能である。幼児教育・保育課に設置されているパソコンには権限がなく、転居を繰り返し行っている世帯に関しては確認が不可能である。住所の記録をすべて閲覧するためには所属長の許可をとり所管課へ依頼を行わなければならない。税照会の情報を入力する業務に関して、入力するまでの期限がかなり短く、転居を繰り返し行っている世帯の情報照会を行うことに苦慮している。保育園の利用申請書にも1月1日時点の住所を申請者に記入していただいているが、記入漏れや、記入間違いなどの事例が多々あり税照会事務に苦慮している。第1次回答記載の方法(ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令(※)第40条第3項及び第4項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先(情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報)の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。)で事務の手間が増えないかつ回答までの時間がかからないのであれば、こちらの方法で税照会を行うことも考慮する。

【羽曳野市】

情報提供ネットワークシステムを利用した転入者の所得照会は、毎年市区町村が所得データを公開する時期が決まっていることから、まとめて行っている(公開以降は、毎月行っている)。その際、システムの仕様上、照会先は一律前住所地となる。前住所地と1月1日時点の住所が異なる場合、1月1日時点の住所を特定した上で、再度所得照会が必要となる。

なお、カード省令に基づく内閣総理大臣への依頼については、標準準拠システムでサポートされていない。このため、実績は無いが、別途依頼が必要であると考えられ、回答を受け取るまでに要する時間も不明である。

現在、転入以前の住所の履歴を閲覧できるのは、権限の問題からも住基担当課に設置している住基ネット専用端末となっており、前住所と1月1日時点の住所が異なる場合は住基担当課に照会し、回答を受けて再度所得照会を行っている。所得データが判明するまでの間、保険料は均等割額と平等割額のみを算定して通知し、所得が判明した後に更正となる。

今回の提案の実現により、前住所と1月1日時点の住所が異なる世帯にも速やかに保険料賦課、負担区分判定等が行われ、被保険者が確実な給付を受けられることは、保険者・被保険者双方にとってメリットになると考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

情報提供者の名称を特定することが実務上可能であるにもかかわらず、当該特定をせずに情報提供ネットワークシステムを使用し悉皆的に情報照会を行うことを、一般的に可能とすることについては、

・番号利用法第19条は特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供を厳格に制限しているところ、情報提供者の名称を特定していれば行う必要のなかった情報提供者への情報照会が発生すること

・個人番号利用事務等においては、「当該事務の処理に必要な限度で」個人番号を利用することができること、情報提供者の名称を特定していれば行う必要のなかった個人番号の利用が発生すること

・大量の情報提供者に対して情報照会を行うことになり、情報提供ネットワークシステムへの負荷が多くなること

を踏まえると適切でない。

他方で、情報提供者の名称の特定が困難な場合は、カード省令(※)第40条第3項及び第4項に基づき、情報

照会者は内閣総理大臣に通知先の通知を求めることができることとしている。

もつとも、当該通知の目的は、「情報照会者が、情報提供者の名称を特定する情報についてあらかじめ取得し管理する立場にないことにより、情報提供者を特定することが困難である場合に対し、情報照会をできるようにすること」であり、当該年の1月1日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であるため、「情報照会者が、情報提供者の名称を特定する情報についてあらかじめ取得し管理する立場にない」とはいえないと考えている。

については、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を検討いただきたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	242	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

公立幼稚園・公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格要件の追加

提案団体

浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立幼稚園、公立認定こども園における預かり保育の有資格者として認められる資格に、保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者と同等なものとして、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を加えること

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等として、同法第7条第10項第5号の預かり保育を行う場合、子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号及び第3号等に基づき、一定数の保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者の有資格者の配置が求められている。また同様に、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号の幼稚園型一時預かり事業を行う場合、同規則第2号ロ及びハ等に基づき、一定数の保育士や幼稚園教諭普通免許状保有者の有資格者の配置が求められている。しかしながら、文部科学省の教員免許状授与件数等調査結果によると、幼稚園教諭の普通免許状取得者は、平成27年度の51,658件に対して、令和5年度は39,387件と、その差は12,271件で、20%以上の減少をしている。一方、小学校の普通免許状取得者は、平成27年度の28,371件に対して、令和5年度は26,952件と、その差は1,419件で、減少は5%程度にとどまっている。また、市内の保育士養成施設への入学者数も減少している状況にある。このままでは、将来的に幼稚園教諭や保育士の資格保有者が大きく減少し、担い手の確保が困難となること、また、限られた幼稚園教諭や保育士による負担増加が予想されることから、預かり保育の実施を維持するためには、幼稚園等における一定期間の実務経験を積んだ小学校教諭普通免許状所有者を有資格者として認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公立幼稚園においては、幼小接続や幼小連携の取り組みにより、幼稚園の運営や幼児の処遇に対する理解が高まっている。また、人事配置においても、小学校教諭や小学校長経験者が公立幼稚園で勤務をしている実態もあり、有資格者として預かり保育を行うことに問題は無い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

預かり保育の実施にあたって小学校教諭普通免許状所有者の配置をすることで、サービスの維持が可能となるほか、保育士や幼稚園教諭については教育課程への取り組みに注力できるなど負担軽減にもつながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則第1条の2第1項第2号及び第3号ほか、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ及びハほか、「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、小牧市

○当市の幼稚園型一時預かり事業においては、法令上必要な数の有資格者を配置しているため、現時点では支障は生じていない。しかしながら、今後も当該事業の担い手を確保していくためには、有資格者の処遇改善や潜在保育士の復職支援に加え、職員の配置要件についても、一定の規制緩和が必要であると考えている。

各府省庁からの第1次回答

一時預かり事業等については、その事業の対象年齢や内容等を踏まえ、必要な職員配置に関する基準を定めているところ、ご提案の小学校教諭普通免許状所有者を当該基準に含めることは困難である。市町村長が認める研修等を修了した者については、配置を可能としているため、まずは、当該研修等の実施や修了者の確保に取り組んでいただくことが適当であると考えている。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まずは市町村長が認める研修等の受講を促すなど、修了者の確保に向けた取組を進めることとしたい。また、当該取組を進めてもなお配置する職員が不足するなどの場合は、改めて人材確保の方策について提案することとしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

ご理解いただき感謝申し上げます。国としても、一時預かり幼稚園型に配置が必要な教育・保育従事者を含む保育人材の確保は重要な課題と認識しており、これまでも地域限定保育士の一般制度化や自治体の実施する子育て支援員研修への経費補助など様々な取組を行ってきたところ、引き続き保育人材確保に関する取組に努めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	243	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

災害発生時における公立幼稚園での一時預かり事業の実施要件の緩和

提案団体

浜松市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、北九州市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業実施要綱に基づく災害特例型の適用を柔軟に活用できるように、災害救助法が適用された場合に限らず、局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用を可能とすること

具体的な支障事例

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)の別紙「一時預かり事業実施要綱」4-(7)で災害特例型の一時預かり事業が創設されたことから、当市においては、公立幼稚園を活用した災害時の臨時保育所の体制整備を進め、災害が発生した場合には、他の特定教育・保育施設等の乳幼児を受け入れることを計画している。しかしながら、この災害特例型を活用する場合、一時預かり事業実施要綱4-(7)-②により、災害救助法の適用が前提となるが、当市は全国で見ても非常に市域が広いことから、局地的な災害においては、災害救助法の適用が受けられないことも懸念される。例えば、局地的な浸水や、一部地域のみでの中長期の停電等で、特定教育・保育施設等が運営できない場合であっても、災害救助法の適用が受けられない限り、それらの園児を公立幼稚園で受け入れることができず、復旧活動に支障が生じる恐れがある。また、災害の発生から災害救助法の適用までに一定の時間を要すると、迅速な受入れが困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

局地的な災害等が発生した際に災害特例型の適用を受けられるか不透明な状況では、法令に抵触する恐れがあり、緊急時であったとしても公立幼稚園で他の特定教育・保育施設等の乳幼児を受け入れることができない

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

局地的な災害等で市町村が必要と認める場合に適用が可能となれば、公立幼稚園における他の特定教育・保育施設等の乳幼児の受入が迅速に行うことで保育サービスの維持ができ、災害等の復旧活動を支援することができる

根拠法令等

「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮崎市

○局地的な災害時等において、市町村が必要と認める場合に適用が可能となることで、公立幼稚園における特定教育・保育施設等の乳幼児の受入が迅速に行われ、保育サービスの維持を図ることができることから、提案に賛同いたします。

各府省庁からの第１次回答

災害発生に伴い避難したこどもについての一時預かり事業による対応については、現行制度において、災害救助法の適用がなくとも受入れ先の市町村の判断により、一時預かり事業（一般型）等を活用して、柔軟に受入れ実施していただいているところであり、引き続き、こうした取組を実施していただきたいと考えている。他方、一時預かり事業（災害特例型）は、従前より、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に基づき、特定非常災害として政令で指定された災害をいう。）が発生した場合に限って実施してきており、この対象をご提案のように拡大することは困難である。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

一時預かり事業（一般型）の制度では、児童福祉法施行規則や一時預かり事業実施要綱（以下「要綱」という。）において、対象児童は「主として保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児」とされている。加えて、要綱6（7）で、里帰りの場合は保育所等の在籍児童についての利用が可能である旨が明記されていることから、災害により通っている保育所等を利用できないというような里帰り以外のケースでは保育所等の在籍児童は利用できないものと認識している。

特定非常災害に指定されない災害により被災した場合、現行制度では一時預かり事業（災害特例型）を実施することができず、保育所等に在籍している乳幼児への支援が手当てできない事態が生じる。

また、特定非常災害が適用された事例に関して「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布は令和6年1月11日であり、災害発生日の令和6年1月1日から10日を要した。このように特定非常災害の適用が受けられるか受けられないか不透明な中であっても、災害発生時には、行政は、住民の権利利益の保全や生活再建を迅速に支援する必要がある。

については、特定非常災害ではない災害により被災した場合や、特定非常災害の指定前の状態であっても、地域の実情を反映して、速やかに保育所等に在籍している乳幼児に対応できるよう、市町村が必要と認める場合には一時預かり事業（災害特例型）の適用を可能とすることを改めて求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

改めてのご説明となるが、現行制度において災害救助法の適用がなくとも同旨の取組は実施可能である。また、ご認識の「保育所等の在籍児童は利用できない」については誤りであり、一時預かり事業の対象となる乳児又は幼児については、児童福祉法において、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児」、同法施行規則において、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児」、また同規

則の設備及び運営に関する基準を定める条において、「主として保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児」とされており、「保育所等に通っていない又は在籍していない乳幼児」に限定されていないことから、保育所等を利用している乳児又は幼児については、直ちに一時預かり事業を利用することを否定されず、平時に通所している保育施設等が被災を含む何らかの事情で閉所等しており且つその状況下において当該乳児又は幼児が家庭で保育を受けることができないなど、一時的な保護が必要なときは、市町村の判断により一時預かり事業の対象とすることができるものである。このことから、災害発生に伴い避難したこどもについての一時預かり事業による対応については、現行制度において、災害救助法の適用がなくとも受入れ先の市町村の判断により、一時預かり事業（一般型）等を活用して、地域の実情に応じた柔軟且つ迅速な受入れを実施してきていただいているところであり、提案団体においても、この仕組みを活用されたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	244	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

教育・保育施設等におけるてんかん発作時の薬剤の拡大

提案団体

浜松市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

教育・保育施設等におけるてんかん発作時の抗てんかん薬の投与について、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないとされる薬剤の種類の拡大

具体的な支障事例

「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」(平成29年8月22日府子本第683号・29生社教第10号・医政医発0822第1号・子保発0822第1号・子子発0822第1号)及び「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について」(令和4年7月19日事務連絡)において、教育・保育施設等に在籍する子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた職員等が、坐薬を自ら挿入できない又は口腔用液(ブコラム®)を自ら投与できない本人に代わって緊急やむを得ない措置として行われるものであり、4つの条件を満たす場合には医師法違反とはならないとされている。しかし、抗てんかん薬として坐薬又は口腔用液(ブコラム®)に代えて、スピジア®点鼻液の処方がされる場合があるが、当該通知の対象となる薬剤には該当していない。そのため、職員等による迅速な対応ができず、てんかんの発作が起きた場合に、子どもの生命に危険が生じる可能性が考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

てんかん児の在園する保育園において、口腔用液(ブコラム®)の投与ができる体制を整えているが、保護者より口腔用液(ブコラム®)が処方されない場合、スピジア®点鼻液の処方となる旨相談があった。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医師法第17条に抵触しない抗てんかん薬の種類を拡大することで、教育・保育施設等において子どもがてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた職員等が迅速に対応できるようになり、子どもの生命を守ることができる。

根拠法令等

医師法第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、小牧市、西宮市

—

各府省庁からの第１次回答

ご要望のありました件につきましては、既に事務連絡（令和8年4月16日付「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」）において、当該対応について周知済みです。つきましては、当該事務連絡に基づきご対応いただきますよう、改めてお願いいたします。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務連絡（令和8年4月16日付「学校等におけるてんかん発作時のジアゼパム点鼻液（スピジア®）の投与について」）を確認した。また、児童に対する安全配慮による対応であることも理解した。
本提案は、幼児教育の現場において、医師法違反とならない条件を満たした場合の抗けいれん剤が、坐薬か口腔用液「ブコラム®」しか示されていないことにあり、薬剤の流通状況や新薬の運用により職員が対応できないケースが想定されることから、医師法第17条に抵触しない抗けいれん剤の種類を拡大することで、児童の生命が危険な状態にある時に、職員が迅速に対応でき、児童の生命を守ることができるとして提案したもの。
今一度、提案趣旨をご理解いただく中で、今後、医師法第17条に抵触しない抗けいれん剤の新薬や現行薬剤の運用変更等、取り扱いの改定があった場合は速やかな周知をお願いしたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

今後、緊急時にやむを得ず教職員等が児童等に投与する可能性がある医薬品の発売等があった場合については、医薬品の適応や使用方法等を踏まえて、必要に応じて対応してまいりたいと考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	265	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

高等学校における遠隔授業に係る受講生徒数及び単位認定等の評価者の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校において、「教科・科目充実型」の遠隔授業を行う際に「同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること」及び「単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること」としている要件を撤廃すること

具体的な支障事例

当県において、遠隔授業の本格導入に向けた実証を進めている段階である。しかしながら、高等学校における遠隔授業については、文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(平成27年文科初第289号)により「同時に授業を受ける生徒数は原則40人以下」とされているため、受講を希望する全ての生徒に対して授業を実施できないことが想定され、本格導入する場合の初期段階に大きな制約となっている。

また、同通知で「単位認定等の評価は、当該授業を担当する配信側の教員が行うべきであること」として、授業の評価者を配信側の教員に限っていることは、配信側教員の負担となり、遠隔授業の導入の支障となっている。

これらにより、遠隔授業が最も効果を発揮する場面(優れた授業を多くの生徒に一斉に提供可能)であっても、現制度のために授業設置の検討自体が進まない状態となっており、当該規制が遠隔授業導入以前の段階から潜在的かつ構造的な支障を生じさせている状況である。

したがって、生徒数の上限及び学習評価に係る規制撤廃は、遠隔授業の実施拡大に不可欠である。当該規制が撤廃されることにより、全国において効率的かつ効果的に遠隔授業が広く活用され、大きく教育効果が上がることが期待できるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

ベテランの教員が、配信側で主たる授業者として授業計画・実施にあたり、教室での支援に優れた教員が、受信側で生徒を直接支援することで、生徒の学びの質の向上が図られる。

また、経験の浅い教員が受信側に回ることで、教材作成に係る教員負担を軽減しつつ、ベテラン教員の授業の在り方をつぶさに観察し、資質・能力を向上させる研修の効果も期待できる。

同時に授業を受ける生徒数の要件が撤廃されることにより、多くの生徒が遠隔授業による学習機会の充実の恩恵を受けるとともに、教員不足への対応策として一定の効果が期待される。
提案の実現により、高等学校教育の質の担保及び教員の負担軽減につながる。

根拠法令等

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)(27 文科初第 289 号)Ⅲ第1の1(1)(2)(5)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

—

各府省庁からの第1次回答

同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下であるものの、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合には 40 人を超えて遠隔授業を実施することも可能となっています。

また、「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」(令和8年1月 20 日国家戦略特別区域諮問会議了承)においては、新たに講ずべき具体的な施策として、「専門教員を学校に配置することができず、複数学校間で同時双方向型の遠隔授業を実施する場合など、高等学校設置基準第7条ただし書きに基づいて生徒数が 40 人を超える学級を編制することが認められる場合について、2026 年度の可能な限り早期に明確化する」とこととされているところであり、文部科学省としては、通知の改正により、遠隔授業で同時に授業を受ける生徒数が 40 人を超えることが例外的に認められる場合を明確化する予定です。これらも踏まえ、遠隔授業の活用については、各学校及び設置者において適切にご判断いただければ幸いです。

また、当該授業を計画する配信側教員が単位認定等の評価をすべきところ、通知において、評価については「必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行う」と示しており、評価等が配信側教員が適切な評価等を行えるよう、配信側・受信側双方で事前・事後も含めて十分に連携を図るなど、各学校及び設置者において適切にご対応いただければ幸いです。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答は、令和8年6月 15 日の通知「「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の一部改正について」(8文科初第 783 号)を踏まえたものと思料するが、同通知別添3に「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合でも、同時に授業を受ける一学級の生徒数が 40 人を大きく上回ることは想定しておりません。」とあり、あくまで例外的に認められる場合を明確化したに過ぎない。当県では、授業の同時双方向性を担保しつつ、優れた授業を多くの生徒に一斉に提供するという、遠隔授業が最も効果を発揮する場面での活用を想定しており、「同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とする」規制の完全な撤廃を求めるものである。

また、遠隔授業における評価について、「配信側・受信側双方で事前・事後も含めて十分に連携を図る」ことは適切な評価等を行う上で当然の前提であり、当県の要望は、配信側・受信側双方で事前・事後も含めて十分に連携を図った上で、受信側教員による評価を可能とすることである。これにより、遠隔授業の効果的な活用に加え、配信側教員、受信側教員双方での適切な業務分担が可能となり、教員の働き方改革の観点からも大きなメリットがある。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

高等学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業について、受信側教員の配置、学習状況の把握、評価基準の共有及び配信側・受信側教員の役割分担を確保しつつ、同時受講生徒数や単位認定等の評価者に係る取扱いを柔軟化することは、多様な教科・科目の提供、教員不足への対応及び都道府県教育委員会による広域的な遠隔授業の活用促進に資するため、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

学校教育法施行規則第88条の3に定める高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業のうち、「教科・科目充実型」については、生徒の多様な科目選択を可能とすることを目的とし、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側の教員が当該教科の免許状を有していない場合でも、同時双方向型の遠隔授業を行うことができるとしているものである。

高等学校設置基準において同時に授業を受ける一学級の生徒数を原則として40人以下としているねらいは、できるだけ生徒の個性に即したきめ細かい指導を行うことにある。この要件は、遠隔授業において対面により行う授業と同等の教育効果を担保するためには不可欠の要件であり、40人を大きく上回ることは想定されない。

評価についても、「教科・科目充実型」においては、受信側教員は当該授業科目の免許を有していない状況が想定されるため、当該科目の評価を適切に行うことは困難と考えられ、当該授業を計画する（当該授業科目の免許を有している）配信側教員が単位認定等の評価をすべきである。

また、高校等における遠隔授業については、告示において同時双方向性を要件としているところ、大規模な実施や、配信側と受信側の教員が役割分担を行った授業形態では、配信側教員と生徒との関係において同時双方向性が担保されないと考えられる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	290	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

文部科学省所管の補助金に係る財産処分において国庫納付金を必要としない転用事業に福祉に資する事業を追加すること

提案団体

広島県、千葉県、広島市、尾道市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

文部科学省所管の補助金について、地方公共団体以外の者が行う財産処分では、国庫補助事業完了後 10 年以上経過していても、教育・科学技術等に資する事業以外への転用等を行う場合は、国庫納付が必要とされている。少子化が進む中で、地域によっては、認定こども園における空き室等を教育・科学技術等に資する事業だけでなく、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業など、福祉に資する事業への転用が求められており、国庫納付を必要としない転用事業に追加することを求める。

具体的な支障事例

文部科学省が交付した平成 26 年度子育て支援対策臨時特例交付金を原資に当県では、平成 26 年度の認定こども園整備事業補助金を市町を介して事業者に交付し、認定こども園の整備を行った。補助金を受けて開所した幼保連携型認定こども園から、子供の数が減少し空き教室が生じており、また、当該地域では児童発達支援事業を行う施設が不足しており、一部の児童は他地域の施設に通所している状況にあることから、当該地域の障害を持つ子どもたちのニーズに地域内で対応できるよう、その空き教室を活用して、障害を持つ子供たちへの支援活動を行う事業に転用したい旨の相談があった。文部科学省に確認したところ、教育・科学技術等に資する事業以外への転用のため、補助金の返還を求められたことから、計画が進んでいない。この事例の場合、国庫納付が必要なのは、文部科学省補助金で整備した教育部分のみであり、同じ建物でありながら厚生労働省補助金で整備した保育部分の補助金については国庫納付の必要がない。また、両補助金は令和5年度以降、こども家庭庁所管補助金として一本化されており、同庁所管補助金においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業が国庫納付を必要としない転用事業に含まれており、同様の問題は生じない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域の状況によって、少子化や高齢化の進展はさまざまであり、地域の実情に応じて、既存施設の転用を一層進めるために、財産処分に係る制限の改善や柔軟な運用を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

少子化の急速な進展により認定こども園における定員充足率が逡減傾向にある中、空き定員や空き室の利活用を積極的に推進していく必要があり、財産処分に係る制限の改善や柔軟な運用を行うことで、既存施設を活

用した地域課題の解決を進めることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)
平成 26 年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

湯沢市、ひたちなか市、上尾市、兵庫県、島根県、長与町、宮崎県

○今後も持続可能な施設運営を図るためには、制度改正が必要であると考えている。
○当市では、放課後児童健全育成事業の実施面積確保のため、学校施設の空き教室の活用や、空きテナント等への放課後児童クラブ整備を行っているところである。今後さらに受け皿を整備するため、幼稚園施設の転用も検討している中で、文部科学省が交付した補助金を活用し整備した私立幼稚園施設を放課後児童クラブとして活用するにあたり、教育・科学技術等に資する事業以外への転用等に該当する可能性があることから、整備することに課題がある。需要減少傾向にあり空き教室のある幼稚園施設を放課後児童クラブ施設へ転用することが可能となれば、地域資源の有効活用となることに加え、増加する学童保育ニーズへの対応として有効であり、課題解決を進めることができる。

各府省庁からの第 1 次回答

国の補助金等により取得または効用が増加した財産の処分については、補助目的が達成されるよう、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」第 22 条にて一定の制限が定められています。また、仮に、補助事業者が、文部科学大臣が定めている処分制限期間内において対象財産を処分する場合において、大臣の承認にあたっての承認手続等の弾力化及び明確化を図るため「承認基準」を定めています。今回ご提案の事例である子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)を受けて整備した施設については、「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る財産処分の承認等について(通知)」に基づくこととしており、補助対象財産の福祉事業への転用にあたっては原則として国庫納付が必要となります。(なお、国庫納付額の算定にあたっては、残存年数納付金額(処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額)が上限となります。)今回ご提案のあった文部科学省所管の補助金にかかる財産の処分について現行の取り扱い上「国庫納付を必要としない」とこととする転用の内容に当省所管事業以外の事業を追加することは難しいですが、補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲において一時的に他用途に供するなどの場合であれば、財産処分には該当せず、手続は不要であることから、放課後児童クラブへの活用については現行の枠組みにおいても対応可能と考えます。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

頂いた回答によると「補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、」という限定があるため、速やかに今回の提案である「空き教室」を今回提案の障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業を活用することについて、現行の枠組みで対応可能とは必ずしも読めないと思料。仮に、業務時間内における空き教室の活用等が「現行制度で対応可能」ということであれば、文書等により明示されたい。また、「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)」は令和 5 年度以降、こども家庭庁所管補助金として厚生労働省所管の補助金と一本化されており、同庁所管補助金においては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業が国庫納付を必要としない転用事業に含まれたことにより、同様の問題は発生していない。

同じ認定こども園の整備に係る事業が、事業の開始時期の違いのみにより、一部の事業者に不利益が生じている現状は極めて不公平。令和 4 年度以前の補助事業についても、現行の補助事業と同様の取扱いとなるよう、地方公共団体以外の者が行う認定こども園の財産処分で、国庫補助事業完了後 10 年以上経過していれば、放課後児童クラブ以外の福祉に資する事業についても、国庫納付金を必要としない事業に追加するべきである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長与町】

文部科学省所管の補助金に係る財産処分について、補助目的の達成を確保するため、適化法第22条及び承認基準により一定の制限を設けていること、国庫納付額が残存年数納付金額を上限とすること、並びに業務時間外等の一時的利用が財産処分に該当しないことは理解する。

しかしながら、本提案の本旨は、個別施設の転用の可否を問うものではなく、少子化の進展に伴い認定こども園等に恒常的に生じる空き定員・空き室を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業など、地域に必要な事業へ恒久的に活用していくに当たり、現行の財産処分制度がその障害となっている点の改善を求めるものである。この観点から、なお以下の検討をお願いしたい。

1. 政府部内に既に先行する取扱いが存在する

本提案が指摘するとおり、こども家庭庁所管の補助金では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業への転用が、既に国庫納付を必要としない転用事業に含まれている。文部科学省所管の補助金とは令和5年度以降一本化されており、同種の政策目的を有する補助財産でありながら、所管又は整備年度の違いのみによって、福祉事業への転用の可否及び国庫納付の要否が分かれている状態にある。

国の回答は、他省庁所管事業の追加が「複数府省庁の財産処分手続にも関連する」として慎重な姿勢を示すにとどまるが、現に政府部内に先行する取扱いが存在する以上、なぜ旧来の文部科学省所管補助分についてのみ異なる取扱いを維持する必要があるのか、合理的な理由が示されていない。複数府省庁に関連することは、むしろ政府全体として取扱いを整合させるべき理由となるものと考える。

2. 既存施設の有効活用を進める国の政策との整合性

少子化の進展に伴い、認定こども園をはじめとする既存施設の空き定員・空き室を地域課題の解決に活用することは、限られた施設資源を有効に使い、住民サービスを維持するうえで不可欠である。これは、既存施設の有効活用や複合化を通じて施設総量の適正化を図るという、公共施設等総合管理計画をはじめ政府全体が推進してきた方向性とも一致する。当町が学校施設を地域の拠点として複合化し、福祉等のサービスを維持しようとしているのも、同じ問題意識に基づくものである。

しかし、補助財産の恒久的な用途転用に国庫納付が求められる現行の取扱いは、こうした取組を財政面から思いとどまらせる要因となり得る。国の回答が示す「業務時間外等の一時的利用」の整理は、副次的・一時的な利用には妥当するものの、空き室等を福祉事業へ恒久的に転用する場面には対応し得ない。一方で施策を推進しながら、他方の制度がこれを妨げる結果となっていないか、改めて検討をお願いしたい。

3. 補助目的の趣旨を損なわない範囲での見直しは可能である

適化法第22条の趣旨は十分に理解しており、転用先を無限定に拡大することを求めるものではない。例えば、次の範囲に限って国庫納付を要しない転用先に追加することが考えられる。

- ・こども家庭庁所管補助金において既に国庫納付不要とされている福祉事業と同等の事業に限ること
- ・処分制限期間又は相当の年数(例えば10年)を経過した施設を対象とすること
- ・公益性のある事業への転用であって、転用後も地域の公共的需要に応えるものであること

これらの要件を付すことにより、補助財産が安易に本来目的を離れて利用されることを防ぎつつ、地域の実情に応じた既存施設の有効活用を可能とすることができる。

以上を踏まえ、文部科学省所管の補助金に係る財産処分についても、国庫納付を要しない転用事業に福祉に資する事業を追加するなど、補助目的の趣旨を損なわない範囲での制度の見直し及び柔軟な運用について、改めて検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行システムで対応可能である旨について、十分な周知を行うとともに、少子化等により生じた認定こども園等の空き教室を、地域で不足する児童発達支援等の福祉サービスに活用できるようにすることは、既存施設の有効活用、福祉サービス提供体制の確保及び施設整備に係る財政負担の軽減に資する。補助財産の適正な管理を確保しつつ、福祉に資する事業への転用を国庫納付不要の対象に追加することについて、確実な実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

現行の取り扱い上「国庫納付を必要としない」こととする転用の内容に当省所管事業以外の他省庁の事業を追加することは当省のみの判断では難しいため、ご提案の内容については、補助金適正化法の趣旨や各自治体からのご要望を踏まえつつ、財産処分の要件の見直しの可能性について関係省庁と連携して検討する。

※なお、「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」については、令和5年度以降、こども家庭庁所管補助金として厚生労働省所管の補助金と内閣府所管の補助金に移管されたものであり、文科省所管の補助金については、引き続き文科省において所管しており、こども家庭庁には移管されていません。このため、財産処分の承認にあたって、文科省所管分については、「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認等について（通知）」に基づくこととなっております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	301	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化

提案団体

指定都市市長会、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理(税務システム)、滞納管理(税務システム、地方税(共通)、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件(連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等)を明記すること。

具体的な支障事例

国が推進する自治体フロントヤード改革の展開に向け、自治体窓口 DXSaaS(以下「DXSaaS」という)の導入・検討は加速している。しかし、現在の地方公共団体情報システムの標準化では、自治体窓口 DXSaaS は「独自施策システム等」に区分され、データ連携に関する要件が個別に定義されておらず、自治体の実務において支障が生じている。

具体的には、業務システムベンダーに対してデータ連携対応を依頼しても、既存の機能別連携仕様以外は実装対象外とする取扱いや、標準化対応を優先するため外部連携に係る改修対応が困難である旨の回答がなされる事例がある。その結果、DXSaaS を活用するのに必要なデータ連携の可否や対応範囲が不透明となり、調整に多大な時間と労力を要している。

また、既存の機能別連携仕様に提供されるデータ項目では DXSaaS を活用するのに必要なデータが不足しており、各自治体は、高額な基本データリストに基づくデータ連携や、ランニングコストがかかる個別改修を実施するか、システム連携を断念してアナログな運用を残さざるを得ない状況にある。また、一部のシステムベンダーはこの基本データリストの出力に対応できないと回答したり、「日常的なデータ連携を想定していないため差分出力には追加改修が必要」として追加費用を求めるケースもある。

これらの状況により、自治体ごとに調整・費用負担が発生し、国が推進する窓口 DX の円滑な展開が阻害されている。自治体フロントヤード改革を推進する国の方針と、システム標準化における規定・運用実態の間に乖離が生じていることが、DX 推進の大きな障害となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

機能別連携仕様書においてデータ連携要件が明確化されることで、業務システムベンダーによる標準機能としてのインターフェース実装が担保され、窓口 DXSaaS との円滑なシステム連携が可能となる。これにより、自治体ごとの個別改修に伴う高額な費用負担やベンダー調整のコストが大幅に抑制されるとともに、窓口にアナログな工程が残る恐れが解消される。国の施策とシステム標準化の運用の整合性が確保され、全国の自治体において「自治体フロントヤード改革」をはじめとする窓口 DX 施策がさらに迅速・効率的に実行される効果が期待される。

根拠法令等

データ要件・連携要件の標準仕様

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市

○提案団体と同じく独自施策システムへのデータ連携に関する調整に多大な時間を要した。
○当市においても、証明書交付申請窓口の一部先行導入した窓口 DXSaaS について、既存の業務システムベンダーとデータ連携のタイミング等を協議したが、標準準拠システム側に負荷がかかることや、連携仕様書に明記されていないこと等を理由に対応が困難（リアルタイム連携不可など）とされた事例がある。今後、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インターフェース条件等）が明記され、基幹系業務システム側での改修等の対応がなされることにより、連携がスムーズになることを期待する。
○令和6年度から窓口 DX の取組として「書かない窓口」や RPA を活用した基幹システムへのデータ入力を推進してきましたが、システム標準化に伴い連携レイアウトが機能別連携機能となってしまったため、これまで参照できていた情報が参照できない、RPA を活用したデータ入力に必要な項目が不足して RPA が動作しないといった支障が生じている。窓口 DX（フロントヤード・バックヤード改革）についても、是非、機能別連携仕様で対応していただきたい。
○当市においても窓口 DXSaaS を導入しており、標準準拠システムとの連携拡充を検討している。窓口 DXSaaS 側での利用を期待する情報について、機能別連携仕様に含まれておらず、基本データリストでの連携とする場合、手動での運用が発生する等の問題から、検討が難航するといった支障が生じている。これまで窓口 DXSaaS と自動連携していた項目が、業務システムの標準化後、連携項目対象外となり、致し方なく手書き対応をせざるを得ない状況が発生している。
○当市でも令和8年度中に窓口 DXSaaS の導入をめざしているが、データの連携項目に不透明な部分があり、事業者によって対応できるできないが発生することが想定されるため。
○当市においても昨年度窓口 DXSaaS を導入したが、データ連携に関する要件において当該 SaaS 向けの仕様が個別に定義されていないことから、ベンダーとの個別調整に多大な時間と労力を要した。
○当市が導入している窓口 DXSaaS においても、現行住記システムとの円滑な連携が前提となっている。標準化システムにおいて、必要なデータ連携ができなくなると、大幅な市民サービスの低下に繋がりがかねない。

各府省庁からの第1次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業者のリソースに限りがあることは理解しているが、本提案に係る事業者への負担は少ないと考える。自治体窓口 DXSaaS 事業者の負担は比較的少ないと見込まれ、標準準拠システム事業者についても、一から新たに仕様を策定するのではなく、既存の機能別連携仕様をベースに一部項目を加除することで対応可能なものが多く、大きな負担にはならないと想定している。
現状、各事業者は自治体ごとに異なる個別対応へ多くのリソースを割いている実態があるが、データ連携の仕様を定義することは、により各事業者と自治体間の認識の統一が図られ、この負担を構造的に解消することが

できると考える。長期的かつ全体最適の観点から、関係府省庁におかれては、本対応を積極的に進めていただくよう要望する。

本仕様が確定されれば、各自治体の業務負担は大幅に削減されると見込まれる。まさに多くの自治体が自治体窓口 DXSaaS の導入を進めているところであるため、対応可能な部分から早急に展開いただくことを期待する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

住民サービスの向上と自治体窓口業務の効率化を実現するため、政府として自治体窓口 DXSaaS を推進していることから、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システム間のデータ連携が円滑に行われるよう、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。

連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているとのことだが、第2次回答でその結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討し、令和8年度内に結論を得る。その結果に基づいて対応方針について検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	307	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公立学校施設整備 PFI 事業における国庫補助制度の見直し

提案団体

指定都市市長会、札幌市

制度の所管・関係府省庁

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

従来手法同様、契約締結前に補助採択を受けられるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

例) 学校の新改築事業を PFI 事業で実施する場合

【現行の取り扱いについて】

公立学校施設整備 PFI 事業のための手引書(52P-53P)において、補助対象となる経費は、その全額を採択年度に支出することとされており、補助の採択前に SPC(事業者)と契約を締結しなければならない手法となっているが、補助金が採択を受けられるかどうかは、事業費の支出年度にならなければならず、SPC との契約時点では担保されない状況。

【支障事例】

現在、学校の空調設備整備事業を BT 方式で実施しているが、補助金の採択が不透明な状況であり、仮に内定を得られなければ、莫大な事業費を単費で補填せざるを得ない。

【制度改正の必要性】

自治体が事業費を全額負担する可能性を孕んでおり、従来方式のように事業者との契約前に内定を得られるような形態でなければ、安心して PFI 制度を活用することができない。

【支障の解決策】

SPC との契約締結前に補助金の内定を得られるよう手続きのスケジュールを見直す、又は想定される事業完了年度(事業費支出年度)に対し、債務負担を設定するなど制度の見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在の制度では、積極的に PFI 制度を活用できないが、補助の内定を得てから事業者との契約が可能になれば、事業手法の1つとして選択しやすくなる。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

奈良県、長与町

—

各府省庁からの第 1 次回答

公立学校施設整備事業において PFI を用いる場合は、「買収費」として補助対象としており、所有権移転を補助事業等の執行とみなす対応を行っています。

契約から工事を行い、所有権移転に至るまで複数年度となる PFI 事業においては、年度を超えて採択を行うことは国の予算単年度主義の原則に反するものであるため、契約前に内定を行うことは困難です。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

PFI の対象は公共施設等の整備であり、地方公共団体におけるその事業は首長の決定、場合によっては議会の議決の上で実施される。したがって、契約前に事業実施は確約されているため、それに係る補助採択の要件の確認は可能ではないか。

また、「国の予算単年度主義の原則」がある中でも、PFI 事業の実施初年度分については、契約前であっても、補助採択の対象とするという対応は可能ではないか。

貴省回答にもあるとおり、PFI 事業は複数年度を前提とした事業であり、地方公共団体における PFI 活用を推進していくため、中長期的には現行制度の改正や制度の新設などにより、「国の予算単年度主義」の例外とすることも視野に入れるべきではないか。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく、公立学校施設整備費負担金のように、債務負担による内定を可能とするなど、PFI 事業においても、事前に交付金の担保を得られるような制度設計を検討してはどうか。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長与町】

公立学校施設整備事業において PFI を用いる場合に、補助対象経費を「買収費」と整理し、所有権移転を補助事業の執行時点とみなしている現行の取扱い及びこれを前提とした予算単年度主義上の制約については承知している。

一方で、現行制度が地方公共団体における PFI 事業の活用を著しく阻害している点については、政策的・制度的観点から再検討が必要であると考え。特に、政府全体として PPP/PFI の活用促進を重要な政策目標として掲げているにもかかわらず、補助制度の運用が PFI 方式を従来方式に比して不利に扱う結果となっていることは、政策間の整合性に課題があると言わざるを得ない。

現行制度では、従来方式による施設整備の場合、補助採択の見通しを踏まえて契約判断が可能である一方、PFI 方式では、SPC との契約締結時点で補助採択の可否が明らかでない。この差異により、地方公共団体は PFI 方式を選択する際に、補助不採択リスクを丸抱えすることを余儀なくされる。この構造は、事業手法の選択を性能、効率性又はライフサイクルコストの観点ではなく、補助制度の不透明性によって歪めるものであり、政府が掲げる PPP/PFI 活用促進政策と矛盾している。

また、PFI 事業は契約規模が大きく、契約締結後に補助が受けられなかった場合の財政的影響も大きいことから、補助採択の見通しが立たないこと自体が事業化の大きな支障となる。結果として、PFI の導入可能性があっても、制度上の不確実性を理由として従来方式を選択せざるを得ない場合があり、事業手法の比較検討において十分な中立性が確保されていない面がある。

さらに、支障の背景には、PFI 事業において所有権移転時を補助事業の執行時点とする現行の制度整理があると考えられるが、単年度主義を前提としたとしても、契約前の事前協議の充実、条件付内示その他の方法により、地方公共団体に一定の予見可能性を付与する余地はなお考えられる。これにより、地方公共団体が PFI 方式を安心して選択できる環境を整えることが可能となる。

したがって、現行の予算制度の枠組みを維持しつつも、PFI 方式が従来方式に比して過度に選択しにくいものと

ならないよう、契約締結前の段階における補助対象性の確認方法や、事業完了年度を見据えた柔軟な制度運用について、改めて検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公立学校施設整備において PFI を活用する際、契約締結前に国庫補助金の採択又は内定を受けられる仕組みとすることは、自治体の財政リスクの軽減、施設整備の円滑な実施及び PFI 手法の活用促進に資する。補助金の適正な執行管理を確保しつつ、PFI 事業の特性を踏まえた補助採択時期、内定手続、補助対象経費の年度整理等の見直しについて、特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

要件の確認ができたとしても、年度ごとに決まる国の予算をもって採択をおこなっているため、まだ決定していない予算を前提とした採択は困難。また、PFI の実施初年度分については、所有権移転が行われていない状況と認識している。財源である建設国債は公の資産を形成するものに対して支払うことができるものであり、対応は困難。所有権が移転されていないこと、予算が決定していないことを踏まえると、負担金の債務負担行為のような制度も困難である。一方で、自治体における PFI の活用促進に向け、行政説明会等の機会を通じて PFI 活用事例等の周知を行う。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	308	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公立学校施設整備事業における学校統合事業の対象となる事業実施期間の延長

提案団体

指定都市市長会、札幌市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

3年度以上の工期となる学校統合事業においても、公立学校施設整備事業の対象となるよう、対象年限の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行の取り扱いについて】
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(第6条)において、学校統合が条例等で定められるものは、統合予定年度の3年度前から整備することができるとされている。

【支障事例】
積雪寒冷地であるため冬季間に施工を実施できないことに加え、働き方改革による工事の週休2日制の厳格化や建設業界の人手不足などにより、工期が3年以上かかるケースが想定される。実際、学校統合事業ではないものの概ね同規模の学校改築事業では、令和4年に着工したものと令和7年に着工したものとで比較すると、約7か月工期が伸びている状況である。公立学校施設整備事業の対象事業とできなければ、全額自治体の負担で実施せざるを得ない。

【制度改正の必要性】
学校の規模適正化を行う上で、統合事業は不可欠となるが、文科省の補助を充当できなければ、自治体の財政負担が大きくなり、円滑な規模適正化を行うことが難しくなる。

【支障の解決策】
学校設置条例に基づき、統合が決定していれば、統合予定年度に関わらず、統合校として補助を充当できるなど、公立学校施設整備事業の事業実施期間の見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

3年度以上が見込まれる統合事業でも計画することができるようになり、学校規模の適正化をより推進することが可能となる。

根拠法令等

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、小牧市、奈良県、田原本町、鹿児島市、特別区長会

○【支障事例】

当市において現在進めている小学校2校、中学校1校の統合改築事業においても、工期は令和8年度から令和11年度までの4年度となっている。

【制度改正の必要性】

今後の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化状況を考慮すると、統合事業は不可欠である。

○当団体では、現在、3つの小学校を統合し、新たな統合校舎の建築を進めている。また、中学校（2校）も統合を進めていくこととなった。なぜなら、生徒数の減少が著しく、教育環境を維持するためには、統合は待ったなしな状況である。ただし、既存校舎の老朽化は著しく、引き続き統合校として活用していくことは厳しく、建替えがマストとなってくる。しかしながら、統合後における校舎新增築の期間がおおむね6年以内となっており、厳しい財政状況を踏まえた事業費の平準化を進めることによる財政負担軽減へ繋げるため、統合後の年数に関わらず、統合校として、補助を充当できるように制度の見直しを求めるものである。

各府省庁からの第1次回答

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び関係法令等に基づいて、国として補助が必要であるとする範囲（面積及び単価等）を定めているところです。これまで2か年であった国庫債務負担行為について、令和6年度に3か年まで可能とする制度改正を行うにあたり、適正工期の試算等を行ったところ、標準的なものであれば3年以内には竣工可能であるという結果となったことから、現行制度の改正は要しないと考えます。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

積雪寒冷地では、冬期の工事の進捗が降雪のない地域よりも長くなりがちであり、全体の工期も長くなる傾向がある。建設業界における人手不足の深刻化や労働条件改善の動きも、工期の長期化に拍車をかけている。いわゆる「標準的なもの」に地域そのものが該当しない場合に対する例外的な救済措置の検討も含めた制度設計が必要であるとする。また、令和9年度に実施予定の本市の改築事業のスケジュールを例に示すと

交付金内定見込み：令和9年4月下旬（当初予算で内定を得られる場合）

負担金認定見込み：令和9年6月下旬

事業者との仮契約：令和9年7月上旬

市議会での契約議決：令和9年9月中下旬

事業者との本契約：令和9年10月初旬

改築工事の工期：令和9年10月～令和11年11月（3か年度）

上記のとおり、工期自体は3か年度に収まる場合であっても、統合事業においては、統合予定年度の3か年度前からしか申請できないため、補正予算による前倒し申請を行おうとすると、統合4か年度前からの事業とみなされて補助対象外となり、主要財源への申請機会を逸することとなる。

当初予算での措置が主流となっている状況であれば、現行制度でも実質的な支障は生じないが、近年、補正予算も重視される中、補正予算による前倒し採択の機会を確保するためにも、制度の見直しが必要であると考え

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

学校統合事業について、積雪寒冷地における冬季施工の制約や建設業界の人手不足等により工期が長期化し

ている実態を踏まえ、補助対象となる事業実施期間を延長することは、自治体の財政負担軽減、学校施設整備の円滑な実施及び学校規模適正化の推進に資するため、特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

繰り返しとなり恐縮ですが、国と地方の役割分担を踏まえつつ、補助が必要であるとする範囲（面積及び単価等）に対して補助対象としています。また、令和6年度に国庫債務負担行為について3か年まで可能とする制度改正を行った際には、工期算定プログラムを用い、週休2日制を前提とするとともに、寒冷地（北海道）における冬期の外部施工ができない期間を設定した上で、比較的大規模な15,000㎡程度の学校について工期を算定したところ、20か月以内に収まる結果となっており、現行制度の改正は要しないと考えます。一方で、現在検討中の事業の工期について御懸念もあるということは承知しており、このような場合詳細をお伺いしたうえで対応を検討することも可能ですので、個別に御相談いただければと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	352	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

部活動地域連携の補助金申請事務に係る窓口の一本化等

提案団体

田原本町

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

部活動地域連携の補助金申請について、申請手続の際の判断基準を明確化し、申請窓口の一本化を求める。

具体的な支障事例

現在、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備が進められているが、その原資となる補助金申請において、スポーツ庁(運動部)と文化庁(文化部)で申請窓口および運用が分断されている。具体的には、地方スポーツ振興補助金と地域文化芸術クラブ活動推進事業補助金とに申請先が分かれているもの。市町村の現場においては、以下の課題が深刻化している。

- ・事務負担の重複: 申請様式がほぼ同形式であるにもかかわらず、別々のルートで作成・提出が求められ、また不可分の共通経費については按分が求められるため、限られた事務リソースが削られている。不可分については按分するのではなく、どちらかの補助金に寄せるなど柔軟に対応いただきたい。
- ・縦割り行政の弊害: 「地域の子どもたちの放課後活動」という一体的な視点ではなく、省庁の管轄区分が優先されており、効率的な事業運営の妨げとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体では、部活動の地域連携を円滑に進めるため、スポーツ・文化の両面から一体的な推進体制を構築しようと努めている。しかし、国側の「縦割り」による事務手続の煩雑さが、本来注力すべき「指導員の確保」や「受け皿づくり」といった実務の障壁となっているのが現状。

申請等窓口を一本化し、スポーツ庁と文化庁の補助金について、窓口の一本化により、申請・完了事務の一括化・共有化を実現することで市町村の過度な事務負担を軽減し、迅速な予算執行が可能となると考える。

根拠法令等

地方スポーツ振興補助金(運動部活動の地域展開等推進事業(休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援))公募要領、地域文化芸術クラブ活動推進事業補助金(文化部活動の地域展開等推進

事業(休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援))公募要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北上市、ひたちなか市、東松山市、上尾市、八王子市、岐南町、名古屋市、半田市、枚方市、加古川市、宍粟市、山口市、高松市

○部活動の地域展開に向けた地域クラブ活動における補助金については、スポーツ分野と文化・芸術分野に区分して、所管するスポーツ庁と文化庁に対し、地方スポーツ振興補助金と地域文化芸術クラブ活動振興推進事業補助金に分けて、申請している。所管別に同様の書類を作成しており、非効率である。また、スポーツ分野と文化芸術分野にいずれに該当するか明確ではない分野も今後は出てくる可能性があり、地域クラブ活動への包括的な補助金として整備されていればよく、申請が一本化されることで各自治体の事務効率が改善される。

○部活動地域連携の補助金申請について、申請窓口の一本化を図ることは、事務の効率化・省力化により県や市町村の負担軽減だけでなく、国の負担軽減にもつながることが期待される。

○部活動指導員については、学校教育係が担当している。しかし、国・県への申請は、運動部・文化部別々であるため、スポーツ係と学校教育係の担当者間の確認・調整が必要となっており、煩雑である。また、部活動の地域展開の推進に係る通知や参考資料等も同内容でありながら、別々から送付されるため、確認作業が必要となっている。

○国のガイドラインは、スポーツ庁と文化庁が共同で発令して同じものである。また、これまで学校内に運動部活動と文化部活動が共存して同じ部活動として活動していた。このように運動系だから文化系だから分けるのではなく、市町村の申請・完了事務等も一本化・共有化をし、少しでも業務を減らしていくべきである。

○スポーツと文化に分けて業務委託等を行うことは無く、各庁への報告のためだけに行う按分作業が煩雑であるため、窓口だけでなく予算も一本化して欲しい。提出方法は、R8 スポーツ庁のように一括アップロードにして欲しい(再提出も同様)。必要な信憑書類についての提示が遅く、業務委託先や団体への指示が滞っているため、早急に提示をして欲しい。

○当市では、1つの総合型地域スポーツクラブに運動部と文化部の活動を1つの契約で委託している事例があるため、補助金申請にあたってはスポーツ庁と文化庁の両方に申請をする必要があり、また、補助金申請用の決算書作成にあたって事務費等の不可分の経費を按分をする必要が生じている。市職員の事務負担はもとより、地域活動の受け皿となる団体においても運動部と文化部に分けた経理処理を求めることとなるため、スポーツと文化の補助金を統合していただくか、補助金申請の窓口を一本化していただきたい。

○当市においては、運動部、文化部の中学校部活動指導員配置事業を実施している。当該提案内容と同様に、スポーツ庁と文化庁への交付申請手続きが必要となっている。部活動に係る事業として一体的な取り扱いになれば事務の効率化が図られる。

各府省庁からの第1次回答

地方スポーツ振興補助金及び地域文化芸術クラブ活動振興推進事業補助金における部活動の地域展開等推進事業の国への申請に当たっては、令和9年度事業の申請先としては、一本化した申請窓口への提出をすることも可能とすることを検討しているところです。

今後の部活動の地域展開の推進に係る通知や参考資料等については、都道府県を通じて、管下の市区町村に周知しているため、都道府県へ周知する際には、スポーツ・文化の両部局にそれぞれ周知していることを明示し、市区町村へ周知する際に、一本化して周知することを可能とします。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省においては窓口の一本化を進めるということだが、その対応だけでは本質的な解決にはならない。窓口が一つになっても、添付書類の整理方法など、異なる指示がなされれば、現在生じている混乱や煩雑さは解消しない。スポーツと文化に分けられないため、按分できない不可分な支出もある。

縦割りではなく、補助金そのものを一本化していただきたいが、補助金を一本化することが早急にできないのであれば、まずは要綱の内容を同様の形にそろえるなどして事務の統一化を図っていただき、按分できない不可分な支出を申請する際の手続の判断基準などを明確化すべきである。決して、窓口の一本化のみを求めるものではない。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【加古川市】

部活動の地域展開については、スポーツ・文化の区分に捉われるものではなく、生徒のニーズに合わせて広く中学生の放課後における活動機会を確保する取組みであるため、窓口の一本化については、申請先の一本化にとどまらず、予算も含めた事業の一本化が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に係る補助金申請について、スポーツ庁と文化庁に分かれている申請窓口・提出ルート的一本化、様式・記載項目の共通化、共通経費の取扱いに係る判断基準の明確化を図ることは、市町村及び都道府県の申請・確認・実績報告事務の負担軽減並びに迅速な予算執行に資するため、特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

地方スポーツ振興費補助金及び地域文化芸術クラブ活動推進事業補助金における部活動の地域展開等推進事業の国への申請に当たっては、令和9年度事業の申請先としては、一本化した申請窓口への提出をすることも可能とすることを検討している。なお、本補助金については、都道府県が補助する事業について国が補助するものであり、市区町村における申請については各都道府県の要綱に従うこととなる。また、国の要綱については、それぞれの補助金において、内容はほぼ同一となっており、不可分と考えられるポータルサイトの作成や人材バンクの運営については、地方スポーツ振興費補助金にまとめて計上可能となっており、より明確に示すこととする。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	356	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)に係るオンラインシステムの構築及び都道府県及び市町村経由事務の廃止

提案団体

兵庫県、埼玉県、神戸市、明石市、芦屋市、加古川市、加東市、たつの市、市川町、福崎町、太子町、香美町

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

(1)事務の省力化・効率化のため、文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)について、大きな支障がない項目は統一する等の様式見直し(実施計画、交付要望、交付申請、実績報告等全工程を通じて)を行った上で、重複入力・転記ミス・表記ゆれ等のヒューマンエラーに対する修正指示に起因する作業を軽減することが可能なオンラインシステムの構築を求める。
(2)事務負担の軽減及び効率化のため、実行委員会からの提出を「地方公共団体(都道府県又は市区町村)」ではなく、「文化庁が指定する事務局」とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現状】
当該事業補助金については、地方公共団体による実施計画の策定、実行委員会等の事業計画及び交付要望書の作成、実行委員会等による補助金交付申請書及び実績報告書の作成の事務手続きを経ることとなっており、補助事業のうち特に「地域伝統行事・民俗芸能等」では保存会等单位での事業計画の作成が必要等、多くの事業実施団体が関わっている。
令和5年分権提案において、当該事業補助金に係る都道府県経由事務の廃止が提案され、都道府県による応募書類等のとりまとめは継続となったものの、確認・修正は不要となる等、都道府県事務については一定の負担軽減が図られた。
一方、実行委員会への関与について「可能な限り地方公共団体が運営に参画」することが文化庁より要請されており、とりわけ市町村の担当者が組織運営及び申請書類等の作成など実行委員会の事務局業務を負担しているのが提案市町以外においても実情と推察される。

【支障事例】
市町村及び都道府県担当課
地域伝統行事・民俗芸能等の申請手続きでは、実施計画の策定、各実行委員会からの提出資料とりまとめ、内容等の不備・不足の確認を行う必要があり、事務負担が発生している。
また、都道府県を経由して回答するため、提出期限が短くなり、事務処理が短期間で膨大なものとなっている。
さらに、担当職員は、各団体と事務局との間で電話及び電子メールによる連絡調整に多くの時間を要している。

都道府県文化財担当課
地域伝統行事・民俗芸能等の申請手続きでは、地方公共団体からの応募書類提出先が都道府県文化財担当

課となっている。

このとりまとめにあたっては、事務負担が発生しているほか、団体からの申請書類の内容等に不備・不足がないかの確認や不備等がある場合の修正は不要となっているため、都道府県を経由せずとも事務自体に支障はないものとする。

【解決策】

(1) 下記のような機能を備えたシステムの構築を行い、提出作業の効率化・省力化、地方公共団体の確認・修正作業軽減を図る。

また、実行委員会が申請を行うことにより、自動で地方公共団体が作成すべき資料(実施計画・計画一覧表)が作成されることで地方公共団体の事務負担軽減を図る。

(求める機能例)

- ① 一度入力した内容は関係様式においてデフォルトで自動表示(必要に応じて修正可能)
 - ② 数値入力は最小限の項目のみ(極力自動計算・自動表示)
 - ③ 設問ごとに入力チェックや注意喚起メッセージを表示
 - ④ 実行委員会、保存会等は登録・データベース化し、通年で登録可能(定款等は変更がなければ当初添付のみ、提出書類作成時は団体名を検索選択)
 - ⑤ 事業一覧表等は個票から自動作成
 - ⑥ 翌年度応募書類作成時は前年度データの読み出し・再利用可能
 - ⑦ 当該年度の地方公共団体作成資料(実施計画・計画一覧表)を事務局に自動通知
- (2) 実行委員会の書類提出先を「地方公共団体」ではなく、「文化庁が指定する事務局」とし、市町村及び都道府県でのとりまとめ事務を廃止する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村、事務局、文化庁の三者から修正指示が行われることにより、保存会に対して申請内容の修正や追加資料の提出を複数回求める状況が生じており、「指示事項を可能な限り集約の上、一括して示してほしい」との要望が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

軽減可能な作業の省力化・効率化に必要な機能を備えたオンラインシステムを構築することで、実行委員会及び保存会における修正作業や不備対応の業務負担が大幅に軽減される。
市町村及び都道府県の経由事務を廃止することで、地方公共団体による確認作業や修正指示に伴う事務負担が軽減される。また、修正指示系統が簡素化されるため、保存会の負担も軽減される。
同様に、経由事務の廃止により、都道府県によるとりまとめが不要となり、現行よりも提出期限に余裕を持たせることが可能となる。

根拠法令等

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)交付要綱
文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)募集案内

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、茨城県、川崎市、相模原市、寝屋川市、東大阪市、宮崎市

○実績報告の際、団体から提出された帳票のデジタルデータ化が必要であることから、作業の省力化・効率化に必要な機能を備えたオンラインシステムを構築することにより、業務負担が大幅に軽減される。また、都道府県経由事務の廃止により、通知や取りまとめに関する事務や手続きが不要となることから、現行よりも時間に余裕を持たせた形での事業執行が可能となる。

○当県においても、市町村及び県担当課で同様の負担が生じている。また、近年、申請件数が増加しているため、県担当課のとりまとめ作業の負担が増加している。

○市の担当職員は、地方公共団体として実施計画の策定に加え、実質的に実行委員会の書類作成等の事務的役割を担っている。また、実行委員会や各保存会等との申請書類作成についてのやりとりをはじめ、事務局・文化庁からの問い合わせに伴う連絡調整に多くの時間を要している。さらに、申請書等は都道府県を経由して

提出するため、提出期限が短くなっており、各保存会が多いほど提出書類も増えるため、事務処理が短期間で膨大なものとなっている。

各府省庁からの第1次回答

(1) オンラインシステムの構築については、申請者の利便性向上や事務処理の効率化、業務のデジタル化の推進の観点から重要な課題であると認識しております。

一方で、本事業に適したオンライン申請システムの導入に向けては、システムの検討・構築に一定の時間を要するとともに、利用者の実態やニーズを十分に踏まえた制度設計が必要です。

このため、現時点では具体的な導入時期等は定まっておりませんが、他事業における取組やデジタル技術の活用事例等も参考としながら、申請者の利便性向上と事務の効率化の両立に向けて、オンラインシステム構築のあり方について、引き続き検討を進めてまいります。

(2) 文化芸術基本法において、基本理念の実現を図るため、国や地方公共団体等が相互に連携を図りながら協働するよう努めることが求められているとともに、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を策定し、実施する主体として位置づけられています。(文化芸術基本法第4条)

地域文化財総合活用推進事業においては、地方公共団体が策定する実施計画のもと、実行委員会等が事業計画を作成することとしており、地方公共団体の定める全体方針にしたがって、各事業を実施することを想定しています。

このため、各事業において、実行委員会等の作成する事業計画が各地方公共団体の実施計画に沿ったものであるかを確認するプロセスを設けており、地方公共団体が本事業に関わらないことは想定されていません。

以上のことから、これまでどおり、交付要望書の提出先は「地方公共団体(都道府県又は市区町村)」とすることが適していると考えます。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、地方公共団体の関与そのものを否定するものではなく、保存会等の申請団体及び地方公共団体双方に過度な事務負担を生じさせている現行の補助金申請手続について、抜本的な見直しを求めるものである。

(1) 現行制度では、実施計画書、交付要望書、交付申請書、実績報告書等の各段階において、同一内容の入力や転記作業が繰り返し求められるほか、市町村、貴庁委託事務局、貴庁のそれぞれから個別に修正指示が行われるため、保存会等は修正対応や追加資料の提出を重ねることになるなど、大きな負担となっている。こうした状況は、文化財の保存・継承活動を担う団体の事務負担を増大させ、補助事業の活用を阻害する要因となりかねない。

貴庁においては、重複入力の解消に向けたオンラインシステムの導入時期や工程を明確に示すとともに、修正指示の一元化を図るなど、申請団体及び地方公共団体双方の負担軽減につながる仕組みを早急に構築していただきたい。

(2) 文化芸術基本法第4条に基づき、地方公共団体が実施計画を策定し、事業計画との整合性を確認する役割を担うことについて異論はない。しかし、現状、地方公共団体は実施計画の策定や実行委員会への参画等を通じて、事業内容や実施計画との整合性を把握・確認しており、このような関与は申請書類の経由事務とは性質を異にするものである。

令和5年の地方分権提案(管理番号143)において、都道府県による申請書類の内容確認等事務が見直されたことは、経由事務の必要性について改めて検証する余地があることを示している。また、オンライン申請システムにおいて、地方公共団体による確認・承認機能や修正履歴の共有機能を実装すれば、地方公共団体の関与を確保しながら経由事務を軽減することが可能である。このため、地方公共団体の役割を維持しつつ、経由事務の廃止を含めた申請手続全体の見直しを進めていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)について、全工程を通じたオンラインシステムを構築し、重複入力の防止、前年度データの再利用、一覧表の自動作成、関係者間の情報共有等を可能とすること

は、実行委員会・保存会等の申請負担軽減並びに都道府県及び市町村の確認・取りまとめ・連絡調整事務の負担軽減に資するため、特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

オンラインシステムの導入については、他事業の取組やJグランツ等の既存ツールの活用事例も参考に、令和10年度の予算要求も視野に入れ、引き続き検討を進めてまいります。

また、オンラインシステム導入後の申請手続については、都道府県・市町村を経由せず、補助事業者から直接申請する仕組みとする方向で検討してまいります。

オンラインシステムの導入には一定の時間を要することから、今年度の対応として、令和9年度事業の募集に向けて、申請様式の簡素化・効率化を図り、申請者の利便性向上と事務の効率化に取り組んでまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	357	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)における補助対象経費上限の選択肢の追加

提案団体

兵庫県、明石市、芦屋市、高砂市、市川町、福崎町、香美町

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)のうち「地域伝統行事・民俗芸能等」において、「補助対象経費の上限」の設定を「実行委員会あたり」に加え「保護団体(保存会)あたり」を追加し、選択可能とすること

具体的な支障事例

【現状】
文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)のうち「地域伝統行事・民俗芸能等」においては、「補助対象経費の上限」として「1実行委員会あたり 1,000 万円」と設定され、補助対象経費の 85%までを上限として補助金の額が決定されている。

【具体的な支障事例】
文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)のうち「地域伝統行事・民俗芸能等」においては、提案団体の保存会等事業実施団体(以下、「保存会」という。)は概ね 10 保存会であり、近隣の他市町村と比較して多くなっている。

保存会により補助申請者である実行委員会が構成されるため、補助対象経費の上限設定が現行の「実行委員会あたり」の場合、保存会の数が多いほど1保存会あたりの補助率が低くなることもある。

そのうえ、同一市町村であっても、用具修理等の実施時期が保存会ごとに異なることなどから、年度によって補助率に差が生じるなど、保存会単位で見ると公平性が十分に担保されているとは言い難い状況が生じている。

<参考:提案団体の事業申請保存会数>
令和5年度:11 団体、令和6年度:8団体、令和7年度:13 団体、令和8年度:11 団体

【支障事例の解決策】
「実行委員会」「保護団体(保存会)」2つの方式を選択させつつ、各団体からの交付申請額を積み上げ、最終的には国予算の範囲内で収まるように、一律の調整率をかけることで団体の不公平感は一定是正され则认为る。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該補助対象となる保存会の補助率が年度によって増減することに対し、保存会から「補助事業の趣旨は分かるが、申請する保存会の数の多寡により補助率(自己負担額)が変わることに不公平感がある」との意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「補助対象経費の上限」の設定を「実行委員会あたり」に加え「保護団体（保存会）あたり」も選択できることで、当該事業に参加する保存会が感じる不公平感の解消が図られる。

根拠法令等

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱
文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）募集案内

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、東大阪市、宮崎市、特別区長会

○県内市町村より、多数の保存会が実行委員会に参加すると1保存会あたりの補助率が低下することから、実行委員会の立ち上げにあたり、参加する保存会数の調整に苦慮した事例があると聞いている。
○地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）において、当団体では、2つの保存会からの申請があり、令和7年度に初めて申請を行ったが、採択額の配分に苦慮したところである。また、申請にあたり保存会から「手を挙げる保存会が多ければ多いほど1保存会あたりの補助額が低くなってしまう。」という意見が寄せられた。保存会からすると次年度補助金を申請しようという意思を固めても、実際に手を挙げる保存会の数によって補助額が大きく変動するとなると、先々の見通しが立てづらい。そのため、「1実行委員会当たり1,000万円」という現行制度から、「実行委員会単位」と「保存会単位」の申請を選択制とすることは、補助額の平準化と公平性担保につながると考えられる。

各府省庁からの第1次回答

現在は補助対象経費を「1実行委員会当たり1,000万円」という上限を設けていますが、本事業は毎年度申請件数が極めて多く、限られた予算内で可能な限り多くの採択件数を確保するため、現状では補助事業者からの要望額よりも少ない補助金額とせざるを得ない状況になっています。

ご提案のように、補助対象経費の上限を「実行委員会単位」と「保存会単位」のどちらかを選べる仕組みにした場合、補助金の要望額全体が大幅に増えることが予想されます。仮に、「1保存会当たり1,000万円まで要望可能」とすると、10の保存会で構成される実行委員会であれば、1,000万円×10団体で最大1億円まで要望できることになります。これは、現在の上限である「1実行委員会当たり1,000万円」を大きく上回ります。

このような団体が増えると、事業全体の要望額が増大することになります。できるだけ多くの採択件数を確保する必要がある一方で、本事業の予算には限りがあるため、結果として、1つの保存会が受け取れる補助金額が現在より減る可能性も高くなります。

したがって、「補助対象経費の上限」の設定を「実行委員会単位」と「保存会単位」の選択制にすることは、全体として見ると、1つの保存会に支払われる補助金額が大幅に下がり、結果として、補助事業者の不利益に繋がる制度変更になってしまう可能性が高いと考えられます。

また、保存会への配分に関し、地方公共団体の負担になっているという指摘については、実行委員会等には地元の地方公共団体が運営に参画することを想定しており、地方公共団体、実行委員会等の各構成メンバーが協力して、地域の実情に合わせて配分額を決めるほうが、文化庁が各保存会の配分額を決めてしまうよりも柔軟に対応できると考えられます。

したがって、限られた予算を効果的に配分するためには、補助対象経費の上限を実行委員会単位とすることが適当と考えます。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、補助金総額の増額や、保存会ごとに現行の実行委員会上限額と同額の上限設定を求めるものではなく、保存会単位での現実的な上限額の設定や、保存会数に応じて実行委員会の上限額を段階的に設定すること、さらに、積み上げられた要望額が国の予算額の範囲内に収まるよう一定の調整率を適用することなどにより、予算執行の公平性を求めるものである。

現行制度では、実行委員会の構成が1保存会の場合と複数で構成される場合とで同一の補助上限額が適

用されるため、保存会1団体当たりが受けられる補助額に大きな差が生じて不公平な状況となっている。また、同一自治体内であっても、年度ごとの申請保存会数によって、個々の保存会に係る補助額が変動することから、保存会にとって将来的な事業計画や資金計画を立てにくくなっているといった問題もある。

さらに貴庁は、地方公共団体や実行委員会等が地域の実情に応じて補助額の配分を決定することが望ましいとしているが、同一実行委員会内の保存会間で補助率に差を設けることは、公平性や合意形成の観点から容易ではなく、実際には一律の補助率で配分されるケースが多いと考えられる。その結果、緊急性・必要性の高い修理事業であっても、十分な支援が行き届かない場合が生じている。本補助事業は、地域伝統行事や民俗芸能等の保存・継承を支援することを目的としていることから、実行委員会単位のみを基準とする現行制度に加え、保存会単位の視点を取り入れた制度設計について検討することは、事業目的の達成に資するだけでなく、補助制度に対する納得感や公平性の向上にもつながるものとする。

多くの自治体が対応に苦慮している状況を的確に把握するための調査を行った上で、保存会単位の視点を反映した上限設定や配分手法について早急に検討いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【特別区長会】

実行委員会単位の申請とすることについてはやむを得ないが、国の直接補助方式であるにもかかわらず、実質的に補助金配分の調整業務を地元自治体が担う仕組みとなっていることについては、改善が必要である。補助主体である国において補助額の調整を行う仕組みに改めることが望ましい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

「補助対象経費上限の選択肢の追加」については、制度変更による効果や影響等を把握するため、今年度中に提案団体及び共同提案団体への調査を実施し、その結果を踏まえて、今後の対応を検討してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	359	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

日本遺産の総括評価・継続審査に係る事務手続の見直し

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

日本遺産の総括評価・継続審査については、認定地域における事務手続きの見直し(提出書類の削減や様式の簡素化等)を求めるもの。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当団体では、日本遺産を活用した地域のブランド化や観光振興などに取り組み、地域活性化を図っており、複数の地域において、日本遺産の認定がなされている。

【支障事例・制度改正の必要性】

令和3年度に導入された総括評価・継続審査は、認定更新の可否を判断する仕組みである。当団体の認定地域では、当初想定されていなかった制度趣旨を踏まえ、地域活性化計画の終了年度に提出する実績報告書の作成や新たな計画の策定に真摯に取り組んでいる。しかし、現場からは「相当の事務量を要している」との声が上がっている。そうした状況に加え、認定更新されたその後を対象にしたインセンティブが十分に整っていないことを踏まえると、総括評価・継続審査で求められる事務量は地域にとって過大な負担となっている。

加えて、令和7年度末に予定されていた総括評価・継続審査に向け、地元関係者とともに準備を進めてきたが、年度末が迫った2月になって国から審査延長の通知があった。このため、地元行政はその合理性や妥当性についてどのように説明すべきか苦慮しており、地元関係者も急な展開で困惑しているところ。

【解決策】

総括評価・継続審査の趣旨は理解しているが、地域にとっても持続的に日本遺産制度を活用した地域活性化が図られるよう実績報告書や新たな地域活性化計画の策定などの事務手続きを軽減するとともに、認定更新された地域への支援の充実化を行っていただきたい。

また、審査時期の延長など地域に大きな影響を与える制度変更等を行う場合は、事前に十分な説明をいただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務手続きの軽減等により、本来の日本遺産を活用した地域活性化の取組に注力することが可能となり、地域

住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化につながる。
また、手続きを担当する自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

令和2年12月25日付け文化庁参事官(文化観光担当)事務連絡
令和8年2月日本遺産審査・評価委員会通知
「日本遺産(Japan Heritage)」認定・評価実施要項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、今治市

○認定地域の事務負担等の課題はあると認識している。
○当県においては、継続審査の諸手続きにおける資料作成、関連団体との調整及び文化庁への対応等に、「相当の事務量を要している」と当該団体から声が上がっている。
○日本遺産の総括評価・継続審査については、提出書類作成や関係者調整等に相当の事務負担を要しているため、事務手続の簡素化が必要である。

各府省庁からの第1次回答

日本遺産の総括評価・継続審査に係る事務手続きの簡素化については、昨年度より、一部着手可能なものは対応を進めており、今年度においても、更なる軽減化を検討した上で、年内に各地域にお示ししたいと考えているところです。
認定地域への支援策については、認定継続の有無に関わらず、充実した支援を講じているところです。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

日本遺産の総括評価・継続審査に係る事務手続きの簡素化については、実績報告書の様式や体裁を、毎年度報告している進捗状況報告書と可能な限り統一するなど、実績報告作成に要する時間や事務負担の軽減が図られるよう、できる限り早期の実現に向けて検討いただきたい。
補助事業への応募のハードルが高くなっていることから、その手続の簡素化について検討いただきたい。
具体的には、文化遺産観光拠点充実事業については、応募段階において、地方公共団体等に対し、新たに「観光拠点整備計画」の策定が求められているが、認定地域は日本遺産を通じた地域活性化計画に基づいて取り組んでいる中で、本計画を踏まえて新たに「観光拠点整備計画」(測定指標、目標値)を策定し、達成状況を把握することは事務負担が大きい。
当該計画策定義務の廃止を行うか、または「地域活性化計画」及び「観光拠点整備計画」の共同策定(一本化)を可能することを認めていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
日本遺産の総括評価・継続審査について、審査の実効性及び公平性を確保しつつ、提出書類の削減、様式の簡素化、認定更新後の支援充実、審査時期の変更等に係る事前説明の徹底を図ることは、認定地域及び関係自治体の事務負担軽減並びに日本遺産を活用した地域活性化の継続に資するため、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

日本遺産の総括評価・継続審査に係る事務手続きの簡素化については、審査の質の担保にも関わる重要な事項であることから、有識者による審査委員会での議論も踏まえる必要があり、既に検討を進めております。

文化遺産観光拠点充実事業における「観光拠点整備計画」は補助金の交付申請にあたって、事業内容やKPI等を設定する申請書類として位置づけられるものです。個別の施設整備等にあたって、公的な財源が何に使われて、どのような成果を目指すのか等、事前に計画上で明確にすることは、適切な予算執行において必要不可欠なものであると考えます。

また、「地域活性化計画」は文化資源を活用した観光振興や地域活性化に関する日本遺産認定地域全体に係る方針を定めたものであり、前述の個別の補助事業に係る「観光拠点整備計画」とは趣旨や性質、対象範囲が異なります。

そのため、現時点においては、策定義務の廃止や、計画の一本化については検討しておりません。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	363	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に係る義務付けの見直し

提案団体

日光市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る義務付けを撤廃し、首長部局を含めた効率的な点検・評価の手法が調整できるよう求めるもの。

具体的な支障事例

教育委員会が点検・評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することが義務付けられているため、外部評価を実施している。しかしながら、専門家からの指摘が形式的なものにとどまり、具体的な改善策に結びつきにくいという課題がある。加えて、評価者の選定や調整、評価のための膨大な資料作成などにより事務局の負担は大きい一方で、評価結果が効果的に反映されているとは言い難い状況である。また、学識経験者の活用が義務付けられているのは教育委員会に限られているため、首長部局を含めた全庁的な点検・評価の手法を調整する上で支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外部評価委員から、評価が形骸化しており、評価制度を義務付ける仕組み自体が、政策改善等に有効に作用していないという指摘が以前からあがっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

義務制度が撤廃されることで、首長部局を含めた効率的な点検・評価の手法を調整することができる。評価者の選定や調整、評価のための膨大な資料作成を行う必要がなくなり、事務局職員の業務負担軽減を行うことができる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

所沢市、川崎市、石川県、半田市、尾張旭市

○当市では、外部評価委員を招集して会議を開催しているが、委員が多忙なため、日程調整に苦慮している。

各府省庁からの第1次回答

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関となっており、また、いわゆるレイマンコントロールの考え方により、地域住民である非常勤の教育委員で構成する合議制の教育委員会が決定した基本方針のもと、事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行することとされています。

このため、特に教育委員会については、事前に教育委員会が立てた基本方針に沿って事務局による具体の教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、住民への説明責任を果たしていく必要性が高いところです。

点検・評価を行う主体は教育委員会自身であることから、その点検・評価の客観性を確保するため、国の行政機関における政策評価の在り方（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条第2項第2号に基づく学識経験を有する者の知見の活用）も踏まえつつ、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされているところです。

その上で、点検・評価に係る事務負担等については、点検・評価を部局横断的な行政評価の中で行うことや、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって充足したとしても差し支えないこと等を令和5年2月1日付事務連絡において周知しています。

また、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、会議体等での意見聴取等の方法にとらわれる必要はなく、地域の実情に応じて、各地方自治体の創意工夫により適切に対応いただきたいと思います。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和5年2月1日付事務連絡について、日光市における手続きが義務内容を満たすか通知文面のみでは判断が難しく、現在まで学識経験者による点検・評価を継続してきたが、点検・評価の事務が事務局の大きな負担となっていながら、形骸化し十分機能していないのが実情であり、状況改善を検討する中で、改めて点検・評価の義務付けについて伺った次第である。

日光市は、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する資料として、各部局における決算額及び実績等を記載した歳入歳出決算明細書を作成し、監査委員による監査が行われた後、議会に提出され審議・認定が行われた上で公表されているが、これらの経過をもって関係者の知見の活用が図られていると解釈できるのであれば、地教行法第26条第2項上の義務付けを課す必要性は薄いのではないかと考えます。

また、令和5年2月1日付事務連絡で示されている要件を満たす学識経験者を近隣で選定するのはかなり困難で、事務局の大きな負担となっているため、学識経験者に限定せず、パブリックコメントの活用など各地方自治体の持つ様々な意見集約方法も可とすることで、幅広に多様な知見を集約することが可能と考えられる。

以上のことから、改めて学識経験者による評価・点検の義務付け撤廃についてご検討いただきたいと思います。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【所沢市】

有識者による評価を義務付けられていることが負担であり、外部からの評価の担保は、報告書の作成や議会への報告で充足するという事であれば、義務付けはなくて欲しい。地方自治体は、有識者のためではなく、市長部局と同じく地元住民のために働いているので、そこは市長部局と同じく対応すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

教育委員会の活動状況の点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するのみならず、住民への説明責任を果たすために重要な制度です。また、点検・評価を行うに当たって学識経験者の知見の活用を図ることは、教育委員会自らが行う点検・評価の客観性を確保するために必要と考えています。

なお、令和5年2月1日付事務連絡において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に定める点検・評価の義務については、部局横断的な行政評価の中で行うことや、地方自治法上の主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって充足可能としておりますが、これらを以て同条第2項における学識経験者の知見活用の義務までも充足可能とする趣旨ではなく、仮にこれらの代替手段を行う場合でも、これらの書類の作成過程において教育に関し学識経験を有する者の知見活用を行う必要があります。

一方で、学識経験者の知見活用に係る教育委員会事務局の事務負担については、その軽減に資するよう、知見活用の方法を工夫し、会議体の開催によらずとも可能であることや、学識経験者の人選の考え方等の周知を検討します。また、学識経験者の知見活用を含め、教育委員会の点検・評価を効果的に運用している地方公共団体の事例を併せて周知し、本制度の運用に当たって参考としていただくことを検討します。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	373	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

学びの多様化学校における授業のオンライン配信・出席扱いの柔軟化

提案団体

北九州市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

学びの多様化学校の生徒がやむを得ず登校できない場合に、自宅等で授業のオンライン配信を受講することや、これを出席扱いとすることを認めること。

具体的な支障事例

当市では、令和9年4月に、市西部に学びの多様化学校の開校を予定している。当該校には、市東部・中部からも入学希望があると見込まれており、中には、非常に遠方からの通学を余儀なくされる者も生じ得ると考えている。当該校では、通学と対面授業を原則とするが、様々な事情から不登校の経験を有する当該校の生徒は、通学時の負担に起因して体調面に支障を来すなどにより、仮にほとんどの日数登校していても、本人の意思に反してやむを得ず登校できない場合が生じる可能性がある。このような場合、生徒が自宅等でオンラインを活用して授業の配信を受けることが見込まれるが、現行の制度では、夜間中学の生徒又はその時点で不登校生徒に該当している生徒でなければ、オンライン授業の受講は出席扱いとすることができず、生徒の学習意欲を低減させ得ると考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「北九州市立「学びの多様化学校」基本計画案」に対する市民意見募集の結果、遠方からの通学に伴う負担を懸念する声が複数寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条に規定された、学びの多様化学校における「教育の充実のために必要な措置」の一環として、やむを得ない事情により登校できない学びの多様化学校の生徒が、自宅等において授業のオンライン配信を受けた場合に出席扱いとなることや、評価の対象となることが明確になることで、当該生徒の学習意欲を失わせることなく、より充実した教育を実現することができる。

根拠法令等

学校教育法施行規則、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いにつ

いて)「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)別記2)、
「今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)」(令和 6 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室・参事官(高等学校担当)付事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第 1 次回答

不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、指導要録上出席扱いとすることを可能としており、学びの多様化学校も学校教育法第 1 条で定める学校であることから、他の学校と同様、一定の要件のもとで適切にご対応いただきたいと思います。その上で、学びの多様化学校に通う児童生徒が適切な教育を受けることができるよう、引き続きご対応をお願いします。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ICT を活用した学習活動に係る指導要録上の出席扱いについては、不登校児童生徒に配慮した教育課程の編成を行う学びの多様化学校の場合も、一般の中学校と同様の対応をする必要があると理解したが、
その上で、「今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)」(令和 6 年 3 月 29 日)では、「学校教育は、学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養するという役割を担うものであり、夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となりますが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようにすることは可能であり、自宅において ICT 環境が整っていない場合には、プライバシー保護やセキュリティ対策に十分留意しつつ、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすることも可能」との記載があるが、こうした当該事務連絡の内容は、学びの多様化学校※にも同様に適用する余地があると考えるがどうか。

適用する余地があるとすれば、同内容の事務連絡を学びの多様化学校についても発出していただけないか。
※本市では、市西部に開校を予定しており、市東部や中部からも入学希望者が見込まれている。中には、非常に遠方からの通学を余儀なくされる者も生じ得ると考えている。通学と対面での授業を原則とするが、様々な事情から不登校の経験を有する当該校の生徒は、通学時の負担に起因して体調面に支障を来すなどにより、仮にほとんどの日数で登校できたとしても、本人の意思に反してやむを得ず登校できない場合が生じる可能性がある。他の市区町村でも類似の状況は同じ程度と考えらえる

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

学びの多様化学校において、学習機会の継続的な確保、学習意欲の維持及び教育の充実を図る観点から、常時オンライン受講を前提とするのではなく、通学負担や体調面の事情等によりやむを得ず登校できない場合に限り、本人の状況、受講状況、学習成果、学校との連携状況等を確認した上で、オンライン授業の受講を出席扱い又は評価対象とできるよう、取扱いの明確化・柔軟化について、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

お示しの夜間中学に係る事務連絡は、やむを得ず登校できない欠席者に対する学習支援の一つとしてオンラインを活用することを示したものであり、これにより出席扱いとなるものではありません。

1次回答でお答えしたとおり、不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、指導要録上の出席扱いとすることを可能としており、学びの多様化学校も学校教育法第1条で定める学校であることから、他の学校と同様、一定の要件のもとで適切に御対応いただきたいと考えております。

また、地域における不登校児童生徒のニーズに合わせて、スクールバス等の交通手段の確保や、分校・分教室の設置、別の本校型の設置等の方策についても、併せて御検討いただきたいと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	375	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

災害記録写真等の活用促進に向けた著作権法上の複製・公衆送信要件の見直し

提案団体

塩尻市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

著作権法第31条第2項等の規定に基づく公表された著作物の複製・公衆送信に関して、図書館設置者等の判断でも可能となるよう要件の緩和を求める。
また、災害記録写真等の全部を公衆送信できるよう著作権法施行令第1条の5の改正を求める。
著作権法第31条第2項の改正
…の求めに応じ、又は設置者が定める基準に基づき、当該図書館等の長が指定するところにより、その調査研究の用…
著作権法施行令第1条の5に第5号を追加
五 絶版等資料
※絶版等資料と記載するかどうかは文化庁との調整の中で検討を行いたい。

具体的な支障事例

【支障事例】
当市の図書館には60年以上前に起きた災害を記録した写真が寄贈されており、被災者や地域住民の要望に基づき、災害の記録を後世に残すために当該写真を使用して動画の作成を試みた。
しかしながら、撮影者が不明である点や利用者からの求めでないと公衆送信できないという点からデジタル化（複製）、インターネット上での公表（公衆送信）ができないため、支障が生じている。
【支障の解決策】
利用者からの求めだけでなく、図書館設置者等の判断で著作物のインターネット上（YouTube等）での公表が可能となるよう著作権法第31条第2項の改正を行う。
今回のような災害記録写真等の全部を公衆送信することが可能となるよう著作権法施行令第1条の5の改正を行う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被災者や地域住民から、災害の記録を後世に残したいという要望に基づき、動画を作成したが、著作権法により、当該資料の一部を使用できなかった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者からの個別の要請がなくても、図書館設置者等の判断により災害記録写真等を住民へ公衆送信できるようになることで、図書館資料を活用した地域の歴史継承が促進される。
災害記録写真等の公衆送信において、資料の一部ではなく全体の使用が可能となるため、地域の歴史をより正確かつ効果的に伝えることが可能となる。

根拠法令等

著作権法第 31 条第 2 項
著作権法施行令第 1 条の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

各府省庁からの第 1 次回答

お尋ねの「撮影者が不明である」など著作権者不明等の場合における著作物の利用については、既に、著作権法第 67 条等に規定する裁定を受けることにより、図書館の「利用者からの個別の要請」等が無くとも、当該「図書館設置者等の判断により」公衆送信等の利用を行うことが可能です。

なお、法第 31 条第 2 項は、従来、遠隔地にいる図書館等の利用者に資料のコピーを届けようとする場合に、紙媒体等による複製物の入手に時間を要するなど、図書館等を利用する国民の情報アクセスの確保等が十分に図られていないという課題があることから、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた国民の情報アクセスの確保等を図るため、図書館資料のコピーをメール等で送信することを可能とすべく設けられたもの（令和 3 年著作権法改正）であり、お尋ねのような図書館等の利用者の求めなく行う場合を想定しているものではありません。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

著作権法第 67 条等に規定する裁定は申請手続きが煩雑であるという点から地方自治体にとってハードルが高い制度となっている。

また、本提案が想定しているのは、図書館へ寄贈された 60 年前の著作権者不明の災害記録写真という地域の貴重な郷土資料である。災害の記録を保存し、後世に継承していくため、地域の貴重な郷土資料かつ著作権者が不明なもののみ、地方自治体の判断で複製や公衆送信を可能とする意義はあると考える。

さらに、法第 31 条第 2 項の現行法の前提は第一次回答のとおりだが、回答の「デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた国民の情報アクセスの確保等を図る」という目的については、「図書館等の利用者の求め」という受け身に限定せず、本提案のとおり地方自治体が能動的に対応することが可能となれば、より国民のために目的が達成しやすくなるのではないかと考える。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

著作権法上、第三者の著作物を利用する場合には、原則として当該著作物の著作権者の許諾を得る必要がありますが、ご提案事例のように寄贈された災害記録写真等を活用する場合などについては、必ずしも著作権者が明らかでない場合や、著作権者が明らかであったとしても、当該写真の利用に係る著作権者の意思が明らかでない場合があります。

こうした場合の著作物の利用について、著作権者の許諾を得る代わりに、①著作権者の探索等の所定の措置を行った上で、②文化庁長官の裁定を受け、③指定補償金管理機関に補償金を支払うことにより、著作物を適法に利用することができる裁定制度があります。提案団体以外の自治体においても、デジタルアーカイブの取組や、郷土資料の継承のための利活用の取組等がなされていると承知しており、こうした取組のために著作物を利用する場合には、裁定制度を利用いただいています。

この裁定制度には、①著作権者不明等の場合の裁定制度（著作権法第67条）と②未管理著作物裁定制度（著作権法第67条の3）の2つの制度があります。従前、①著作権者不明等の場合の裁定制度のみ設けられていたところ、権利者を探すために相当な努力を行う必要があることなどから、利用促進に十分に結びついていないとの指摘があり、こうしたことを踏まえ、著作物等のより円滑な利用に資するため、令和5年著作権法改正により②未管理著作物裁定制度が創設され、令和8年4月1日より施行されました。②未管理著作物裁定制度により、例えば「絵画をホームページに掲載したいが、著作権者に連絡を取っても応答がない場合」といったように、権利処理を行えず利用を諦めていた著作物等を、①著作権者不明等の場合の裁定制度よりも簡素な手続で利用できるようになりました。

②未管理著作物裁定制度については、令和5年著作権法改正の成立以来、周知を行っているところですが、令和8年4月1日に施行されたことを踏まえ、今年度は、都道府県著作権事務担当者講習会や都道府県・政令指定都市文化行政担当課長会議、図書館等職員著作権実務講習会等の各種の会議や講演会等においてご説明しているほか、政府広報や文部科学省の広報誌、ニコニコ生放送等を通じて積極的な周知を行っています。

また、②未管理著作物裁定制度については、民間機関が文化庁長官の登録を受け、申請の受付・要件確認・使用料相当額の算出の事務を担うこととされており、公益社団法人著作権情報センターがその登録を受けています。当該機関においては、総合的著作権相談窓口を設けており、裁定の利用に際しても、こちらに相談することが可能となっています。自治体の方も相談可能ですので、著作物等の利用に当たって課題等がある際や裁定の申請を検討される際等にご活用ください。

文化庁としては、引き続き、提案団体をはじめとする自治体の皆様の円滑な実務の実施に資するよう、②未管理著作物裁定制度等に関して、各種媒体や関連の講習会等で更なる周知を行うとともに、公益社団法人著作権情報センター等と連携しつつ、著作物等の利用に関するご相談に対応してまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	380	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

就学後の児童の健康診断に係る実施期限の基準緩和

提案団体

米子市

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

学校保健安全法施行規則に”毎年六月三十日までに行うもの”と明記されている小学生及び中学生の健康診断の実施期限について、項目によって実施期限を伸ばせるよう基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

【健康診断実施期限の制限への負担】
・学校保健安全法施行規則に健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものと明記されているが、クリニックの運営と学校側の日程調整が負担となっていること。
・多くのクリニックは、木曜日の午後から休診のためそこでの調整になる(＝調整できる日程は12日程度)
・実際には調整できず、健診のためにわざわざ休診しているところもあるが、報酬に見合わない
【学校医報酬】
(内科医)基本報酬額:110,000円、人数割報酬額:100円×人数
(歯科医)基本報酬額:95,000円、人数割報酬額:100円×人数
【人数等】
1つのクリニックが幼・小・中学校等9施設で合計1,773名の児童・生徒を診ている場合もある

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市内医師を含めたアンケート調査(令和7年6月実施)により、日程調整を負担に感じている声が上がっていることに加え、学校医から定期健診の期限を延ばすよう要望が来ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人材不足の中、保医師の負担軽減により持続可能な健康診断の実施。

根拠法令等

学校保健安全法第13条第1項
学校保健安全法施行規則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福井市、名古屋市、小牧市、和歌山県、岡山県、高松市

○【健康診断実施期限の制限への負担】4月から6月という短期間であるうえに、学校医が検診日を病院の休診日（木曜日）に希望する場合が多く、クリニック運営側と学校側で検診日程を組むことに苦慮している現状が本市でも挙げられている。

【人数等】耳鼻科医・眼科医については、人数が少ないため1人あたり2～4校など複数校受け持たざる負えない状態が続いている。

○郊外の学校においては学校医が学校を兼務して健診を実施していることが多く、日程調整が難しい。また、クリニックの休診日で実施することもあり、学校とクリニックとの日程調整が負担となっている。

○本市においては、特に耳鼻科や眼科の学校医が少なく、1人の学校医が9校以上兼務しているケースもあり、学校医や学校から健康診断の日程調整が大変だという声もある。

各府省庁からの第1次回答

現在、文部科学省において、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会（設置期間：令和7年4月18日～令和10年3月31日）」を開催し、医療関係者や教育関係者からの意見も踏まえながら、健康診断の実施時期を含め、学校における保健管理の在り方について見直しの検討を進めているところです。医療関係学会や構成員からのヒアリング等により、地域によっては学校医等の確保ができず、6月30日までの健康診断の実施が困難となっている状況にあることは承知しており、健康診断の意義にも留意しつつ、当該期限の緩和についてどのように考えるかが論点となっております。引き続き、関係者の意見を踏まえながら丁寧に議論してまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

文部科学省において「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」が開催され、学校医等の確保ができず6月30日までの健康診断実施が困難な地域の実情を承知した上で、実施期限の緩和が論点として検討されていることについては、本市の課題認識と一致するものである。

しかしながら、医療現場や学校現場の状況は非常に切迫しており、多くのクリニックは休診枠（木曜午後等）を利用して健診に対応しているが、調整可能な日程は極めて限られている。加えて、1つのクリニックで複数の学校、多数の児童生徒を担当しているケースもあり、現状の「6月30日まで」という期限内での実施は、学校医の過重な負担と献身的な対応によって辛うじて維持されているのが実態である。

これ以上の負担を強いることは、将来的な学校医の確保をさらに困難にし、持続可能な学校保健体制の維持に支障を来しかねない。

調査検討会における医療関係者等を含めた丁寧な議論は重要であると理解するが、地方自治体における学校医の日程調整の困難さや現場の負担軽減は一刻を争う課題である。

したがって、本市としては、健康診断の意義を損なわない範囲で、地域の実情や医療機関の体制に応じて柔軟な日程調整が可能となるよう、調査検討会の設置期間である令和10年3月まで待つことなく、調査検討会における議論を早期に取りまとめ、速やかに「毎年6月30日までに行うもの」と規定する学校保健安全法施行規則等の改正を行い、実施期限の基準緩和を実現することを強く求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

地域や学校の実態に応じて、柔軟に期限の緩和ができる仕組みとなるようご検討願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

年度の早期に児童生徒等の健康状態を把握するという法の趣旨を踏まえつつ、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

令和8年8月3日の第8回検討会において中間まとめ(案)をお示ししており、健康診断の実施時期である6月30日については、地域によっては学校医等の確保が困難であり、期限までに全ての項目について実施することが難しい状況が生じていることや、実施時期に一定の柔軟性を持たせることにより、児童生徒等一人一人に対してより丁寧に診察を行うことが可能となると考えられることを踏まえ、見直しを行うことが適当であると考えおります。

具体的には、学校医等による診断については、必ずしも6月30日までに行うことを求めないこととし、地域の実情に応じて実施できることが適当であることや、その上で、学校医等による診断についても可能な限り速やかに実施することが望ましく、その時期の目安として、例えば夏季休業開始までに実施することが望ましい旨を示すといった方策を提示したところです。

本件については、構成員間で一定の共通認識が得られ、速やかに取り組むべきと考えられる課題事項として提示していることから、中間まとめを踏まえ、速やかに必要な制度改正を行ってまいります。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	381	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

スポーツ基本法におけるスポーツ推進委員の委嘱に係る義務規定の見直し

提案団体

栄村

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

スポーツ基本法第32条第1項において、市町村の教育委員会はスポーツ推進委員を「委嘱するものとする。」と規定されているが、「委嘱することができる。」とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

スポーツ基本法におけるスポーツ推進委員については義務であり「委嘱するものとする」と規定されている。当村では人口減少と高齢化により、生涯学習関係の職員も削減されているところではあるが、社会教育、公民館、スポーツ、文化財、自然保護、人権などの各種委員会を擁しており、分野ごとの委員制度の存続が難しくなっている状況である。そのため、地域の実態に即して包括的な委員会を設置し、各種委員会を集約化することで支障となっている委員総数の削減と事務的負担の軽減を図る目的から、スポーツ推進委員を任意で委嘱できるよう緩和することで、地域の実情に見合った柔軟な委員会組織を構築できるようにしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

スポーツ推進委員については長期間、委員として活動していただいているが、高齢化や人口減少による個人の負担増などから委員を退任したい方が増えており、後任を探すにも引き受けていただける住民が見つからず苦労している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度の緩和により、地域の実情に即した委員会体制を構築することが可能となり、住民の負担が軽減されるほか、市町村の事務的負担も低減される。

根拠法令等

スポーツ基本法第32条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、筑西市

○スポーツ推進委員については長期間、委員として活動していただいているが、高齢化や人口減少による個人の負担増などから委員を退任したい方が増えており、後任を探すにも引き受けていただける住民が見つからず苦労している。

各府省庁からの第 1 次回答

スポーツ基本法第 32 条に規定するスポーツ推進委員は、平成 11 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、必置から任意設置に改正されました。
このため、市町村の教育委員会等のご判断で委嘱しないことも現行既に可能です。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 11 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、旧スポーツ振興法に基づく体育指導委員の設置義務が弾力化され、スポーツ基本法に基づくスポーツ推進委員も同様の規定となっていることについては理解するが、「委嘱するものとする」という条文は実質的な義務表現であり、条文中から任意設置であるとの解釈は困難であることから、市町村教育委員会の判断で委嘱しないことが可能である旨を文書により示されたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

スポーツ庁ホームページにおいて、平成 11 年に都道府県等に向けて発出した、地方分権一括法における文部省関係法律の改正に係る通知を掲載することとしたい。
該当通知の関係部分は以下のとおり。
「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律における文部省関係法律の改正について（通知）」抜粋
（5）スポーツ振興法の改正関係
改正条文：第 19 条
法律改正内容：市町村に置く体育指導委員の必置規制を弾力化し、社会的信望があり、かつ職務を行うのに必要な熱意と能力のある者のうちから委嘱するものと改める。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号	382	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

「周知の埋蔵文化財包蔵地」における事前の届出についてGISを活用して行えるシステムの構築

提案団体

栄村

制度の所管・関係府省庁

文部科学省

求める措置の具体的内容

文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」における事前の届出について、GISを活用した届出が行えるシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

文化財保護法第 93 条及び 94 条に基づき、「周知の埋蔵文化財包蔵地」において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等が求められている。
工事計画と自治体の保有する「周知の埋蔵文化財包蔵地」の図面を参照し、包蔵地の内外により工事方法について協議を行うが、小規模自治体の職員は複数の業務を掛け持ちしている状況にあり、事業者との調整など対応に苦慮している。
また、文化財保護法第 93 条及び 94 条に基づく届出の前には、事業者から、工事箇所が「周知の埋蔵文化財包蔵地」内かどうかを確認するための事前協議がなされるため、その対応も生じている。
そのため、GISを活用し、全国の市町村の保有する「周知の埋蔵文化財包蔵地」を地図上に記録し、システム内で事業者等が工事箇所を入力すると、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の内外を自動的に判別・事前協議の要否を判定し、照会結果を事業者等に返すまでを自動化するようなシステムを構築することにより、全国の都道府県及び市町村において事務負担の軽減を図ることが可能と考える。
なお、新規でシステムを構築することが困難な場合、G 空間情報センターと連携し、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の情報を追加することで事務負担の軽減が図られるのではないかと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土木工事等のための埋蔵文化財保護に係る事務手続について、システムの構築により、事業者の事前協議や届出が円滑化され、自治体職員の業務負担も軽減されることから、住民サービスの向上と業務の効率化につながる。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

筑西市、小平市、横浜市、寝屋川市、羽曳野市

○本市も同様、対面にて開発事業者との協議を行っている。特に、包蔵地の確認については、開発事業者が遠方の場合、FAX やメール等でその回答を行っている。開発事業者・市の双方にとって、事務的な負担が大きい現状である。近年では、「埋蔵文化財包蔵地確認」及び「文化財保護法第 93 条及び 94 条に基づく届出」が増加傾向にあり、市内での再開発の波が見られるようになってきた。その分、より負担が大きくなり、市民生活に支障をきたしかねない状況である。したがって本提案事項に賛同する。

各府省庁からの第 1 次回答

現在文化庁では「発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業」や埋蔵文化財発掘調査等技術検討委員会の検討などを通じて遺跡地図の集約化や運用の考え方の整理を行っているところであり、これらの成果を踏まえシステム構築の可能性を判断したいと考えています。なお、提案に係る法第 93 条・第 94 条の届出対象地を示した各自治体が整備している遺跡地図は、現段階で把握されている遺跡を記載しているものであり、対象地外での遺跡の存在可能性も想定し、自治体によっては対象地外であっても法第 99 条に基づき試掘調査への協力を事業者に求めているという運用を行っているところもあることから、システム化によりこういった運用を妨げる可能性があります。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

文化財保護法第 99 条は地方公共団体が埋蔵文化財を調査する必要があると認める場合に発掘を行うことができる権限を定めた規定であり、地方公共団体が独自に行う発掘に適用され、埋蔵文化財包蔵地に関するシステム構築が同条に基づく調査を妨げることはないと理解している。
また、遺跡地図の集約化についての検討を進めているということであれば、結論を得る時期の見込み、検討の進捗状況等について、情報を共有されたい。
なお、新規システムの構築が困難な場合には、地理空間情報の活用と流通を支援する一元的なプラットフォームである G 空間情報センターに「周知の埋蔵文化財包蔵地」の情報を追加・整備することで既存インフラを活用しながら同様の目的を達成できる可能性があり、選択肢の一つとして検討されたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

周知の埋蔵文化財包蔵地における事前届出について、GIS を活用して工事箇所と包蔵地情報を照合し、事前協議や届出の要否の目安を確認できる仕組みを構築することは、事業者の事前確認の円滑化及び自治体職員の図面照合・問合せ対応の負担軽減に資する。包蔵地情報の更新、判定結果の位置付け、自治体による最終確認の取扱いを整理しつつ、システム構築について、特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

ご意見を踏まえて、埋蔵文化財包蔵地の内外の判別に関するシステムの在り方について検討してまいります。